195
特253
375

第七十五輯

新東亞と三大原則

通商貿易研究機關
關稅研究所

0003198000

0003198-000

特２５３－３７５

新東亜と三大原則

関税研究所

昭和１５

ABA

特253
375

序

新東亞建設の大業は東亞の民族に課せられた一大試練である、之を如何なる成られた。また還都慶祝典禮擧行の前日たる四月二十五日に汪氏は「己を罰する精神」といふ支那民衆に自己反省を求めた記念論文を發表する。更に又我が支那派遣軍總司令部からは聖戰の眞義を徹底させるため「派遣軍將兵に告ぐ」と題する自肅自戒の一大論文を發表するところあつた。

日支兩國の責任首腦者間に在つては斯く驕慢の精神を去り、自肅自戒して以て此の東亞新秩序建設のために渾身の努力を拂はうとの決意を明かにしてゐる・其の見地より兩國民衆は齊しく東亞の天地安定のため將又世界平和のため一段と眞劍味を高調せしめなければならぬ。

昭和十五年七月下澣

著者識

特253
375

序

新東亞建設の大業は東亞の民族に課せられた一大試案である、之を如何なる成果によつて答案たらしむべきかは、今後の東亞民族の努力の結晶に俟たねばならない。而も夫をして名答案たらしめんがためには餘程の精神潔齋を必須の條件とする。

新東亞即ち東亞の新秩序である。此の東亞新秩序建設の大方針は既に已に「近衛三大原則」によつて明示され其の決定の方針を進めて行けばよい。併し時代の進展により之に即應すべき必要のある場合には其の範圍内に於て適宜の處置を執り得るものなることは近衛第二次内閣成立後の聲明によつて首肯せられる處である。

昭和十三年一月十六日の「國民政府を相手とせず」の聲明から、同年十一月三日の「國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し其の人的構成を改替して更生の實を擧げ新秩序の建設に來り應ずるに於ては敢て之を拒否するものにあらず」と寛仁態度を示し、同年十二月二十二日の聲明に於て一、善隣友好、二、共同防共、三、經濟提携の三大原則を明示した、之が即ち近衛聲明である。

此の近衛聲明は果然支那側に着しい反響を與へたのであるが、汪精衛氏は右聲明の發表と相前後して重慶を脱出して河内に逃れた。支那國民黨の元老として黨政軍双方に重きを爲す汪精衛氏が此の近衛聲明に應じて蹶起、重慶政府の抗日戰に敢然反對して和平救國の聲明を發し、自ら身を挺して其の運動を開始した結果、汪氏の從來の聲望から其の影響は顯著となつた。殊に汪氏は昭和十四年七月九日「日支關係の根本觀念と余の前進目標」と題してラヂオ放送を行ひ蔣介石との絶縁を聲明したことは全支那を覺醒せしめたのみならず、日本との協力による東亞の復興を目標として新たなる政治運動を爲すべき旨を宣明し愈よ其の態度を明確にした事は更に重大な反響を與へた。

而も本年三月三十日に「中華民國國民政府」の南京還都の擧式を行ひ、林森歸る這國民政府主席を空位として汪氏が主席代理に就任したなどは如何にも含蓄味がある。日支兩國の間には日本よりは陸軍大將阿部特命全權大使が、支那よりは立法院長陳公博氏が、前者は慶祝使節として後者は答禮專使として儀禮が交換せられた。また還都慶祝典禮擧行ノ前日たる四月二十五日に汪氏は「己を罰する精神」といふ支那民衆に自己反省を求めた記念論文を發表する。更に又我が支那派遣軍總司令部からは聖戰の眞義を徹底させるため「派遣軍將兵に告ぐ」と題する自肅自戒の一大論文を發表するところあつた。

日支兩國の責任首腦者間に在つては斯く驕慢の精神を去り、自肅自戒して以て此の東亞新秩序建設のために渾身の努力を拂はうとの決意を明かにしてゐる。其の見地より兩國民衆は齊しく東亞の天地安定のため將又世界平和のため一段と眞劍味を高調せしめなければならぬ。

昭和十五年七月下院

著者識

目次

(一) 三大原則に關する近衛聲明……1
(二) 東亞新秩序建設に關する帝國政府聲明……5
(三) 蔣介石を相手とせずの帝國政府聲明……9
(四) 汪精衛氏の七・九宣言 (一)……12
(五) 汪精衛氏の七・九宣言 (二)……16
(六) 汪精衛氏の七・九宣言 (三)……20
(七) 東亞復興に邁進する一條の道……24
(八) 林森歸る近國民政府主席空位……28
(九) 米國の對支觀と日支の慶祝各禮便節交換……33
(十) 新國民政府重慶法無效を公布……36
(十一) 汪將國の轉向と改組國民政府の承認問題……40
(十二) 阿部特命全權大使の渡支……44
(十三) 歷史的な國民政府還都慶祝典禮……48
(十四) 汪氏の「己を罰する精神」の論文……52
(十五) 日本民間各代表と汪氏との質問應答……56
(十六) 派遣軍將兵に告ぐ (一)……60
(十七) 派遣軍將兵に告ぐ (二)……64
(十八) 派遣軍將兵に告ぐ (三)……69
(十九) 派遣軍將兵に告ぐ (四)……71
(二十) 派遣軍將兵に告ぐ (五)……76

(一) 三大原則に關する近衛聲明

三原則が何であるかなどゝ、改めて問するよりは、夫が直に東亞新秩序を建設する上に必須の條件であることが最早一般に常識化されてゐることを認識しなければならぬ、卽ちその三大原則とは

一、善隣友好

(八) 派遣軍將兵に告ぐ (三) …… 69
(九) 派遣軍將兵に告ぐ (四) …… 71
(十) 派遣軍將兵に告ぐ (五) …… 76

(一) 三大原則に關する近衛聲明

三原則が何であるかなどゝ、改めて問うまでもないことであるが、夫が直に東亞新秩序を建設する上に必須の條件であることが最早一般に常識化されてゐることを認識しなければならぬ、即ちその三大原則とは

一、善隣友好
二、共同防共
三、經濟提携

がそれである。夫は昭和十三年十二月二十二日の近衛首相の聲明によって明確にされたところの所謂「近衛聲明」こそは東亞新秩序の建設に重大なる關係があり、而も右の三大原則が明記されてあるのであるから、之が研究を爲すためには何うしてもそれを茲に掲載する必要がある。

近衛聲明

（昭和十三年十二月二十二日）

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に支那に於ける同憂具眼の士と相携へて東亞秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更生の勢漲溢

として起り建設の機運愈よ高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は更
生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期
するものである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し相互に
善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之がためには支那
は先づ何よりも舊來の誤れる觀念を清算して抗日の惡と滿洲國に對する拘泥の情
とを一掃することが必要である、即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を
修めんことを率直に要望するものである
次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に日本は日獨伊
防共協定の精神に則り日支
防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである、而して支那に
現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐるためには同協
定繼續期間中特定地点に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方の特殊防共地
域とすべきことを要求するものである
日支經濟關係については日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものにあ
らず、新しき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制
限するがごときことを支那に求むるものにあらず、只飽迄日支の提携と合作とをして
實効あらしめんことを期するものである、即ち日支平等の原則に立って支那は帝國
臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して　日支兩國民の經濟的利益を促
進し且つ日支間の歷史的、經濟的關係に鑑み特に北支及び内蒙地域に於てはその資源

の開發、利用上日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである
日本の支那に求むるものゝ大綱は以上の如きものである、日本が敢て大軍を動かせ
る眞意に徹するならば日本の支那に求むるものが區々たる領土にあらず、また戰費
の賠償にあらざることは自ら明らかであろう、日本は實に支那が新秩序建設の分擔者
としての職能を實行するに必要なる最小限度の保障を要求せんとするものである、
日本は支那の主權を尊重するは固より、速んで支那の獨立完成のために必要とする
治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的なる考慮を拂ふに吝かならざる
ものである
東亞には今や「新秩序建設」と云ふ大なる課題が投げられてゐる、其の東亞新秩序
新建設の基本を成すものが即ち「三大原則」であり、前記の「近衛聲明」である、此
の近衛聲明の中に包含されてある三大原則が完全に遂げられれば、右の課題に對して
立派な答案が出來たことになる譯である。
前記の近衛聲明は東亞新秩序建設の基本問題を爲す更生支那と帝國との國交調整に
關する根本的大方針であるが、夫は昭和十三年十一月二十八日の閣議に附議決定、同
日參議會の承認を得たので政府は御前會議を奏請し、之が正式決定を見たのである、
そこで近衛首相は同年十二月十一日大阪に於ける講演會に臨みラヂオを通じて發表の
豫定であったが、病氣のため中止するの已むなきに至った。其の後近衛首相は之が發
表の時期、方法、内容などにつき諸般の情勢を考慮せる結果、同二十二日午後首相官

即に板垣陸相、米内海相、有田外相の参集を求め四相會議を開催して之を内閣及び時期に關し協議を遂げ、同日午後九時二十分近衛首相談の形式を以て前記の聖戰聲明を行つたのである。

右の聲明は東亞新秩序建設に關する帝國不動の方針を確立し之を明示したる昭和十三年十一月三日の政府聲明に續いて建設段階に入つた東亞の新情勢に對應すべき帝國の方針を顯現したものであり、此の意味に於て劃期的重要性を有してゐる所以である。即ち帝國政府は同聲明に於て東亞新秩序建設は共同の目的に繋がる日滿支三國の結合によつて達成さるゝものであることを先づ明確にした後、支那に於て此の東亞新秩序建設の帝國の眞の意圖を理解して之に協力せんとする具眼の士と相共に携へて東亞新秩序の建設に邁進するの帝國の態度を明示し、次で帝國が興生支那に求むるものは

一、支那と隣邦國の國交回復

二、日支防共協定締結

イ、同協定継續中特定地點に於ける帝國軍隊の駐屯

ロ、内蒙地方を特殊防共地域とすべきこと

三、日支平等の原則に立つ日支經濟提携の實現

イ、帝國臣民の支那内地に於ける居住、營業の自由

ロ、北支及び内蒙地域の特殊性を認むること

の三原則にあるのであつて、帝國としては支那に對して領土の割讓を要求するものにあらず、また戰費の賠償を要求するものでもなく、帝國としては支那の主權を尊重するは素より支那の獨立完成のために必要とする治外法權及び租界の返還に關しても積極的考慮を拂ふべきであると率直に聲明したものであつて、前記の近衛聲明にその大意が表明されてゐる。

(二) 東亞新秩序建設に關する帝國政府聲明

前記の近衛聲明は、東亞の新秩序建設に關する帝國不動の方針を確立し之を明示せる昭和十三年十一月三日の政府聲明に續いて建設段階に入つた東亞の新情勢に對應すべき帝國の方針を顯現したものであるから、爾後の東亞新秩序建設」に關する帝國不動の方針を明示せる次の十一月三日の聲明を記さなければならぬ。

帝國政府聲明

（昭和一三・一一・三）

今や陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎭を攻略して支那の要域を戡定したり、國民政府は既に地方の一政權に過ぎず、然れども尚ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限り、之が潰滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし帝國の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す、此の新秩序の建設は日滿支三國相携へ政治、經濟、文化等各

緊に亜り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし東亜に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の安定し、世界の進運に寄與する所以なり

帝國が支那に望む所は此の東亜の新秩序建設の任務を分擔せんことに在り、帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し以て帝國の民政府と雖も從來の指導政策を一擲し其の人的構成を改變して更生の實を擧げ新秩序の建設に來り應ずるにかゝては敢て之を拒否するものにあらず

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亜の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟朋諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり、惟ふに東亜に於ける新秩序の建設は我が擧國の精神に淵源しこれを完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり、帝國は必要なる國内諸般の改新を斷行して愈々國家總力の擴充を圖り萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す

右の一一、三聲明を發すると共に同日午前九時十分近衛總理大臣がこれを敷衍して放送を行った、其の内、二三要點を把握して見ると「今や支那を如何樣に處理するとも其の鍵は全く日本の手にあるのであります、併し乍ら我が日本の眞に希望する所のものは支那の滅亡に非ずして支那の興隆に在るのであります、支那の征服に非ずして支那との協力にあるのであります」と云ふ點が支那人の心理を把握する上に於て有効適

切なものであったことに想到せらるゝであらう。

更に「日本は、東洋人としての自覺に目醒めたる支那國民と相携へて眞に安定せる東亜の天地を築かんことを欲するものであります、實に支那の民族的情勢を認識し、支那の獨立國家としての完成を必要とすることに於て日本ほど切實なものはないのであります」と日支提携の妙諦を説き「幸しく東亜大國が各自の個性を存分に生かしつゝ、東亜保全の共同使命の下に固き結合をなすべき關係にあることは正に歷史の必然であります」と三國の緊密關係に論及し、進んで「日本は今や支那の覺醒を望んで止まざるものであります、支那に於ける先憂後樂の士は速に支那をして本來の道義に立歸らしめ、更生支那を率ゐて東亜共通の使命遂行の爲に蹶起すべきであります（中略）五千年の長き歷史を通じ幾度か世界文化史上に炬火を擧げたる支那民族は其の偉大性を發揮し新東亜建設の大業を分擔する事により、世界文化に新なる光明を齎し、祖先に恥ざる歷史を樂すべきであります、國民政府と雖も此の支那民族本來の精神に立歸り、從來の政策と人的構成とを改め全く生れ變りたる一政權として支那再建に來り投ずるに於ては、日本は國より之を拒むものではないのであります」と理解ある見解を下してゐる。

次に一轉して國際間の問題に關しては「世界各國はまた此の東亜に於ける新狀勢の展開に對し明確なる認識を持つべきであります、從來支那の天地が帝國主義的野心に基く列強角逐の舞台となり、常にその平和と獨立とを脅威せられつゝありしことは、

歷史に徴し明白であります、日本は今日以後斯くの如き事態に對し根本的障壁の必要を認め、正義に基く東亞の新平和体制を確立せんことを要望するものであります」と東亞新秩序建設の爲の正義感を高調した。

再轉して「日本が夙に共産主義と戰ひ抜かんとする熱意を有することは世界周知の事實であります、コミンテルンの企圖する所は東洋の赤化であり、世界平和の攪乱であります、日本は將政權の所謂長期抵抗の背後に妄動する赤化の根源に向って斷乎之が絶滅を期するものであります」と茲に共同防共の信念を明確にした。

三轉して「現下の世界に必要なる眞に公正なる均衡の上に平和を築くことであります、過去の諸原則が事實上、不均衡なる現狀の維持を鐵則化し固定化する所にあった事は否むべくもありませぬ、聯盟規約の如き國際條約がその權威を失墜した事は實に此の不合理にその根本原因があるのであります、國際正義をして一個の美文たるに止まらしめず、通商、移民、資源、文化等の人間生活の各部門に亘り之を綜合したる見地に立脚し、現實に即應しつゝ歷史の發展に併行する新平和体制が創造せられねばならぬのであります、而して以上の諸條件を完備することが、現下の一般的危機を克服する唯一の手段であることを確信するものであります」と國際正義に對する信念を高調し通商、移民、資源、文化の人間生活の各部門を綜合して新平和体制の創造に向って平均衡なる現狀打破を絶叫した。

斯っては結語として「新しき東亞の建設を機當すべき日本は其の國民生活の全分野に於て新しき創造の時代に入ったのでありますし」と東亞新秩序の建設は革新であり創造であることを國内に向って牢固たる決意を示したのである。

(三) 蔣介石を相手とせずの帝國政府聲明

以上の一一・三聲明によって東亞新秩序建設の要諦を説き、一二・二二聲明に於て其の三大原則を提唱して聖戰の目標を明確にした。これに呼應して起ったのが國民政府の大立物汪精衛氏であった。併しそれより先に所謂「蔣介石を相手とせず」の昭和十三年一月十六日の帝國聲明を掲記するの要があるであらう。

帝國政府聲明

(一三・一・一六)

帝國政府は南京攻略後なほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず濫りに抗戰を策し、内民人塗炭の苦しみを察せず外東亞全局の和平を顧みるところなし、依って帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待しこれと兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及び主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫も變るところなし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈と重し、政府は國民が此の聖大なる任務遂行のため一層の

發表を冀望して止まず

右の重大聲明によって帝國の態度を中外に闡明するところあつた。所謂蔣介石を相手とせずと一般に解せられてゐるが實は「國民政府を相手にせず」と云ふにあることが右の聲明によって明かである。併し乍ら結局は「蔣介石を相手とせず」と云ふ主旨であることは前記の一・三聲明の中に「帝國が支那に望む所は此の東亞の新秩序建設の任務を分擔せんことに在り、帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し以て帝國の協力に應へんことを期待す」と要望し、續いて「國より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し其の人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り應ずるに於ては敢て之を拒否するものにあらず」とし確言してゐるのによって首肯される。即ち「國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し其の人的構成を改替し」とある「人的構成改替」と云ふところに「蔣介石を相手にせず」の意思が含まれてゐる譯である。

殊に一・三聲明と同時に近衛首相がラヂオ放送を行った中に「日本が東亞に於ける二大民族が同文相將つの悲劇を演ずるを欲せざるに拘らず尚且蔣政權打倒のために戈を執って起つに至った所以であります」とあり、其の後方に至って「日本は蔣政權の所謂長期抵抗の背後に妄動する赤化の根源に向って斷乎之が絶滅を期するものであります」とあるのによって「國民政府」と云はず「蔣政權」と云ってゐることによってそれが眞意されてゐる所以である。

此の一・一六聲明によって日支兩國の國交は事實上斷絶となった、卽ち帝國政府は反

省の見込なき蔣介石を首班とする國民政府と國交斷絶を實行し、新中央政府の生長發展を積極的に支援するの態度を明かにし、川越駐支大使には一月十八日を以て歸朝命令を發したのである。一方支那側に於ても許世英駐日大使に引揚命令を出し、許大使は同二十日東京發歸國した。此の正式な事實の動きによって兩國の外交關係は完全に斷絶を見るに至った。

右の對支國策を確立決定をするには同年一月十一日の歷史的御前會議を經た上のことである。帝國政府は爾後右の對支最高方針に基き諸般の政策を進めたが、其の後內閣の改造によって宇垣外相、池田藏相兼商相、板垣陸相の就任を見るに及び、對支政戰兩略の根本方針に就ては近衛首相、宇垣外相、池田藏相、板垣陸相、米內海相の間に尊ら協議を重ね、其の結果を閣議に附議する方針を執った。同年八月に入って愈〻將介石政權の死命を制する漢口攻略戰の開始を前にして、事變の新段階に處する帝國政府の最高方針を右の五相會議に於て再檢討を行ひ意見の一致を見たので、八月十六日の閣議にその決定內容を報告して閣僚の同意を得た。

右は御前會議に於て確定せる「國民政府を相手とせず」との既定方針を堅持し飽迄で將介石政權の壞滅を期せんとする根本方針の下に、其の後に於ける軍事行動並にそれに伴ふ政治外交に關する方針、臨時、維新兩支那政府に對する外交措置など事變處理に關する各般の問題の大綱を決定したもので、事變處理上の一段の强化であった。

支那膺懲の聖戰は愈〻進展し、各戰線相呼應して昭和十三年の十月に入るや將政權

の首都武漢三鎮の攻圍の形勢は全く完了し、揚子江北岸、江上南岸三路よりの猛進撃は、江北軍の湖北省新水占領によつて戰況著しく進展、十月二十五日午後四時半漢口東北部の一角に突入すれば、江南亜も躍進し、二十六日午前八時半武昌に突入、所軍合して二十七日には漢陽を掃蕩し茲に武漢三鎮攻略の歴史的戰果を擧ぐるに至つた。

一方時を齊しうして十月十二日陸軍の大部隊が海軍の掩護の下に突如香港附近のバイアス灣に敵前上陸を敢行し直に進擊を開始し十月二十一日には早くも廣東に入城したる。全く敵の意表外に出た我が軍の神速果敢な此の戰法は獨り將攻權のみならず全世界を驚倒させた。

斯く將介石政權に最後的打擊を與へたる二大作戰は赫々たる戰果の裡に一段落を遂げたが將介石としては昭和十二年十二月十三日の南京首都陷落の後を享け、又復漢口首都を捨て、奥地深く逃避、重慶に移つて一地方政權としての餘喘を保たざるを得ない窮境に陷つた。

(四) 汪精衛氏の七・九宣言 (二)

武漢三鎮の占領によつて支那中原は全く我が軍の手中に歸し、廣東の攻略は更に重圍裏晴となり、全市に亘る樞要都市は悉く我が軍の占領する處となつて支那事變は正に新たなる段階に到達するに至つた。

此の劃期的な實情に應じ且つは此の新段階に對處すべき帝國政府の根本方針について前記の一一・三聲明となり、新に御前會議を奏請して決定の上一二・二二聲明を發表したのである。

此の一二・二二聲明は果然支那側に著しい反響を與へたのであるが、汪精衛氏は右聲明の發表と相前後して重慶を脱出し河内に逃れた。支那國民黨の元老として黨、政、軍方に重きを爲す汪精衛（兆銘）氏が此の近衛聲明に應じて滿起、重慶政府の亡國的抗日戰に敢然反對して和平救國の聲明を發し、自ら身を挺してその運動を開始した結果汪氏從來の聲望からその影響は纏着であり殊に華僑方面の動搖と共に重慶政府をして色を失はしめた。

以上の如く帝國政府の東亜新秩序建設に關する聲明の後、即ち昭和十三年の末から同十四年の初めにかけ、國内に於ては之が指導理論として東亜協同体論が一時に花々しく時代の脚光を浴びるに至つた。或は地政的運命協同体の建設と云ひ、或は東亜經濟協同体論、或は東亜聯盟等々であつた、併しながら之等の何れもが新秩序建設の指導理論としては未だ完成されたものでなかつただけに何時の間にか論壇から影を潜めてしまつた。

右の如き諸情勢の中に在つて敢然として近衛聲明に呼應し東亜共通の使命遂行のために奮起したのが即ち汪精衛氏の和平運動であり、先覺根榮の士として汪氏こそ支那

救國の偉一人者である。氏は國民黨要人逃避の巨頭であり、對日抗戰膠着狀態の打開を企圖する反共派の頭目である。次に汪氏が重慶脫出後の行動を要約して記して見よう。

汪精衛氏が重慶政府を脫出したのは昭和十二年十二月中旬のことであった。居を佛領印度支那河内に定めて十二月二十八日附を以て蔣介石並に重慶政權首腦部に對し和平勸告を送致すると共に同二十九日香港に於て日支和議を請ずべしと主張するものである旨を聲明した。この一擧は抗戰陣營を極度に狼狽せしめたと同時に其の餘波は重慶政權內部の反共派から更に四川、雲南の軍閥、反戰的財閥、華僑にまで及び蔣介石並に

る、之は中國の主權を損ふものに非ずや、絶對に然らず、何となれば一個の國家對一個の國家の問題であり、而も利害相同じく相結合するもので絶對に國家主權を損ふものではないのである、またこれは第三國の正當なる權益を損ふものに非ずや、絶對に然らず、何となれば中日の結合は共に生存し共に發達せんがためのものである り、毫も第三國の正當なる權益を排斥する意味を持たぬからである

民國十三年孫先生は廣東に在って自ら國民政府の建國大綱を定められた、其の時中日關係に對しては明かに前述の方針によってなされてゐる、民國十四年に孫先生逝去され、余はその意志を繼ぎ國民政府を主持し前述の方針を疏々として守り毫も變らなかった、然るに當國十七年に至り情勢は一變した、即ち濟南事變は中日關係惡化の端緒となった、之は正に宛仇宜しく呼ぶべく結ぶべきではない、中國は此の時只權力之を忍び之を氷解すべく努力し、中日關係を惡化より好轉に復せしむべきであったに拘らず、不幸當時の國民政府は方策を誤り、遂に中日關係を惡轉又惡轉へと導き遂に九・一八事變の發生を見るに至った

(五) 汪精衛氏の七・九宣言（二）

余のこれを云ふは當時國民政府を主持せる人々を非難する意あるに非ず、余も一個の國民黨員にして國民政府と關係あるもの、一員である、此の種錯誤に對しては余

もまた當然責任を分擔すべきである、併し余の讀者の諒解を求めたきは余は當時一個の亡命者にしてまた一個の國府より逮捕令を受けて海外に流浪したる者に過ぎぬことである、而して民國二十一年一月二十八日に至り余は南京に歸り、行政院長を擔任し後また外交部長を兼任した、當時余は「一面抵抗、一面交涉」を提唱し當時の「直接交涉反對」の論調を是正し親しく淞滬停戰協定、塘沽停戰協定を締結した、余の當時に於ける意圖は依然宛仇解くべく結ぶべからずと云ふ觀念に基き而もこれにより局部的暫定的安定より更に進んで全國永久の和平を計らんことを願ふに外ならなかった、余の主張は四年間聊かも變改せる處なしと雖も之は絶對に敢て他を咎めず、只余のオ力及ばずして事志と違へるを認むるのみである、併し余は明かに當時の論調に反對した、叛徒の論調とは當時に於ける所謂「主戰派」の論調である、今まさに強盛なる日本を敵となし戰へる結果は如何なるものなるべきや、之はまさに國家及び民族を弄ぶ者ではなからうか

余は當初蔣介石先生を余と同心者なりと考へてゐた、民國二十年十二月蔣が國民政府主席を辭職後「國人に告ぐ」と云ふ一篇の文字を見て蔣また我と同心なるを認めたが、よって誠心誠意蔣と合作を計った、然るに四年の間余は漸次自ら誤れることを自覺した、民國二十四年十一月一日余は大病後の身に更に三傷を受け健康任に堪へざるに至った、民國二十五年余たま〳〵外遊せる時西安事件發生するや余は取るものも取り敢ず急遽歸國した、即ち情勢は全く一大異變を呈してをり、余は當時「劍

共」の絶叫に中止すべからざるを確信した、何となれば共産党は只管三インターナショナルあるを知り中國あるを知らず、共産党は第三インターの命令に依られ階級闘争の看板を抗日一色に塗り替へて中國したのであった、此の狡猾瞞には一大鉄槌を下すべきであった、余の當時に於ける主張、方針が此の點に留意せしは諸子の回顧に待たん事を願ふものである、蘆溝橋事件發生以來中日の戰爭に對しては余も素より之を阻止するに由なかりしと雖も一刻たりとも共産党の陰謀奸策を想はざることなく、また之が抑制を為し之を撃破せんことを思はざる時なく遂に十二月十八日に至り重慶を去って二十九日和平建議を發表するに至ったのである。

余の和平建議たるや近衛聲明に贊同せるものである、何が故に余は之に贊同したか、余は依然從來一貫せる「對日宿仇解くべく結ぶべからず」との觀念を貫かんがため であった、一年半の戰は日本の國力、中國の民族意識を十分に表現し得た、而も日本は既に侵略的野心なく、且つ手を差伸べて中日共同目的のために親密合作を要求し來ったのである、中國は何が故に同樣に手を差伸べて始も又爭が相爭った後互に相抱いて共に泣き且び相愛すると云ふ悲痛にして而も此の上なき歡喜を味はうとはしないのであらうか、若し蔣が此の時既に中日關係が一新時機に到達せることを認識し、決然此の聲明の主點に對し贊同せば即ち中日和平の道は開かれ更に進んで所謂三原則に依據して各種の具体條件を定め彼我その益

を共に受け東亞永久和平の基礎は確定し、今後の共同生存と共同發達は期して待つに難からざりしものを、不幸にして蔣は此の擧に出でず却って頑冥固陋の態度に出で日本の提議に對しては更に極端に壓迫排撃の手段に出で、一方國内及び重慶に對しては一切の和平建議に耳を藉さず此のため組織半年、大局は愈よ日を逐うて敗壞し收拾すべからざるに至ったのである、殉に痛惜の極みではないか、善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則は固より近衛聲明中に僅かに輪廓を明示するに過ぎずと雖も數年前の日本には既に此の提議あり、即ち二十四年十一月二十日有吉大使は蔣と會見し三原則を提示し以て中日關係の基礎を改善せんことを計った、蔣は之に對して贊意を表したが併せて具体策なきを表示し、その後に至り態度を俄然豹變した、即ち第一に曰く當時軍事委員長にして第二に曰く當時は個人の資格に於ける發言であって公式談話に非ずと、第三に曰く贊成とは三原則の討論に贊成せるもので三原則の本質に贊成せるものに非ずと、第四に曰く對案なしと云へるは即ち三原則の實施と云ふものに絶對に無條件の贊同にして非ざるなりと、是れ民國二十五年の滿一ケ年間中日交渉が反覆停頓せる原因にして且つまた二十六年に中日衝突は遂に爆發に至りたる原因である、我等當時の外交談話記錄を讀んで只浩嘆するのみ、二十六年十二月及び二十七年一月に於ける獨逸大使トラウトマンの戰爭の調停に述べたるところの日本政府の和平條件もまた三原則に過ぎぬものであることは余の「一個の例を擧ぐ」の文中に掲げたるものであって

再述を要せぬところである、近衛聲明に至りてはその從來の一貫せる主張に基いて系統的に之を述べ、且つ我が國の顧慮すべき點も總て御膳して餘さゞるものである。例へば共同防共に關しては該協定が我が國の軍事内政にまで干渉するに非ずやと誤解されんことを虞れ、特に日獨伊防共協定の精神を以て中日防共協定を締結せんことを聲明し經濟提携に關しては我が國政府の紛糾が尚ほ解決せざらんことを顧慮することを虞れ特に中國の主權及び獨立完整の尊重を聲明し備さに中國に於て經濟上の獨占の實行を欲するものに非ざることを聲明した中國が時三國の利益を制限せんことを要求せんと欲するものに非ざることを聲明した

(六) 汪精衛氏の七・九宣言 (三)

怎かる鄭重かつ明白なる聲明あることは三原則の實行が中國の自由と獨立を害するものに非ざることが領ける、これはかりではなく所謂共同防共及經濟提携の主要目的は共産擾乱、經濟侵略と云ふ二大害毒を東洋より根絶せしむるにあるのであって之等の責任は頗る重大である、日本が斯くの如く中國に對して之等の責任を分擔せんことを望む以上は中國は先づ十分に自由と獨立が存して初めて此の重大責任を分擔する能力を有し得ると云ふことは言を俟たざるところである、而して我等が此の聲明に贊同する所以は一日の安寧を求むるがために非ずして東亞百年の大計を求めんがためである、而も我等は何が故に此の聲明に對し頑奥固陋の態度を取るを得ようぞ

蔣統制下に於ける宣傳は總て日本は正に全力を擧げて中國を滅ぼせんとし、三原則は一種の詭言であるとしあるも此の宣傳は實際は全然誤ってゐる、何となれば第一日本が若し中國を滅亡せしめんと欲せば全力を以て作戰を繼續しかゝる詭言を必要としない、第二に三原則の出現は既に數年を經てゐるものであって上述の如く近衛聲明以來更に明かに國策となりたるものにして日本全國の輿論が一致したるものと云ふべくこれを詭言と見ることは出來ない、第三に中日兩國が共同努力の目標なしとするならば利害衝突の故を以て勢ひ必ず水火相容れざるに至るであらう、これに反して一つの共同努力の目標ありとせば利害は一致し衝突發生の理由はないであらう、斯くの如くその關係は重大にして之を詭言とは全く云ひ得ないであらう、第四に數年來中日關係は改善する能はず、日に〳〵惡化の勢にあると云ふことは一種の循環論にとらはれ誤れるものであらう、例へば日本側の云ふところは中國の排日が盛んなるが故に日本の侵略こそ排日の根源であると云ふ、また日本の云ふには中國が以夷制夷政策を放棄すれば中日關係は好轉するを得んと、中國側曰く、日本が中國に對する野心を放棄するならば中日關係は好轉せんと、斯くの如く總て相互にその責を負はせ以て益々惡化の一途を辿るものである、今若し一個の共同努力の目標ありて同時に刀を盡し、先づ自己に期待し、然る後他に期待

し、更に己の責を問ひたる後始めの責を咎むれば進歩は少すや遅かに、成功は少すや容易であらう。

斯くせば中日の過去の紛糾は解消し、また其の現在の戰禍は終結し、またその損失も填補されるのみならず、將來に於ける共同生存、共同發達の大道またこれより一歩を踏み出すを得るであらう

然るに何故に和議を拒絶し抗戰繼續を高調するのであるか、我等は抗戰以來軍隊及び人民は總て十分民族意識を表示し而も之は褒ふべからざるものであることを知るべきであると同時に我等はまた之等民族意識は現在に於て共産黨に完全に利用せられてをり、民族意識の利用は民族意識の麻痺の下に民族を破滅し國家を滅亡に導く工作をなしつゝあることを知るべきである

斯かることは共産黨は素より當然のことであつて彼等は根本より所謂民族あるを知らず、國家あるを知らず、只第三インターの命を擁受し中國を犧牲となし、犧牲となすべき地いよ〳〵廣きを喜び、犧牲となるべき人數のいよ〳〵多きを喜び、犧牲となるべき時間のいよ〳〵永きを喜ぶことを知るのみである。中國は素より全面的に犧牲となるも已むを得ずとしても日本もまた多少の傷痍を被るを免れ得ないであらう。これこそ第三インターより見れば洵に一擧兩得と云ひ得るであらう。而も何ぞ天は人言に從はんやである。將を誤穽に陷れ民國六年以來の剿共の仇恨を恩ひの優待ら

さんことを計り、事成りたる後は共産黨は即刻第三インターと云ふ古巢にかへり一片の赤禍さへも見せぬであらう、斯くの如き次第により幾度か和平回復の機會に遭遇しながら徹底抗戰を固執してゐるのは、洵に中國は永遠に平和を得ずして第三インターの犧牲となつて了ふ所以である。

要するに共産黨の罪惡は義和團を煽動させたものよりも甚だしく如何なる剛毅の靖人もその罪惡の前には立竦むところであつて、忠勇なる軍隊あり、忠勇なる人民ありと雖も而も驕工成と同樣なるに過ぎず、只よく自己の報國の心事を盡しつゝ而ほ目前の劫運をも挽回すること能はざるものである。

李鴻章が從身入京し八國聯合軍の銃火の下に和議を成立せしめ、僅かなりとも之を補ひ救つた故事に學ぶにも如かないのである。劉坤一、張之洞が東南を保障し、余思ふに今日我等の面前には二途が開けてゐる、蔣の現有兵力は日本に抵抗するに足らざるのみならず、共産黨を壓制するにも足らない、蔣の現在の心境は共産黨に從はざるを念じつゝも從はざるを得ず、斯くの如くんば國家と民族の總てを擧げて蔣に從ひ共産黨の犧牲となるのみである、別の一途は蔣との關係を斷絶し孫總理の遺志を受に新に聯明し、重ねて新に實行し日本に對する「毫仇解くべく結ぶべからず」の根本意義に基き、敵を轉じて友となさんことに努力するにあり、第一歩が中日の和平を回復し、第二歩に於て東亞の和平を確立するものである、此の二條の途の前者は亡國滅民の途であり、後者は中國を復興し、東亞を復興する途である、余は中國を復興し東亞を復興するところの道を

歩まんことを決意せり、余は同志を糾合し又た全国各層各級及び無党無派の有志の士を団結し共に倶に此の一條の道を歩みつづけんことを決意したものである

以上の汪精衛氏の宣言は説き来り説き及んで一點餘すところなしと云った感がある。「今やまさに強盛ならんと図る中国が既に強盛国となり終へたる日本を敵となすは洵に卵を以て石を撃つの類であって敗とは疑ひなき所である」と将の抗日抗戦の無謀なる點を先づ指摘した。次いで「余の當時に於ける意図は依然冤仇解くべく結ぶべからずと云ふ観念に基き而も之れより局部的安定より更に進んで全國永久の和平を計らんことを願ふに外ならなかった」とれ・二八事変前汪氏は逮捕令を受けて海外に流浪してゐた關係を明かにした。然るに民國二十一年一月二十八日南京に帰り行政院長を擔任し後また外交部長を兼任したが、當時余は「一面抵抗、一面交渉」を提唱し當時の「直接交渉反對」の論議を是正し、親しく淞滬停戦協定を締結したのであると當時のことを想起してゐる。

(七) 東亜復興に邁進する一條の道

汪精衛氏の所謂冤仇解くべく結ぶべからずと云ふ観念は三原則の一たる善隣友好の實を擧ぐるには必須の観念である。汪氏はこれによって局部的暫定的安定より更に進んで全國永久の和平を計らんことを願ふに外ならなかったのである。其の見地よりして汪氏は「余の主張は四年間聊かも違戻せるところなしと雖も余は絶對に敢て他を咎めず余の才力及ばずして事志と違へるを認むるのみである」と、自ら才力の及ばざるを咎めて他を責めぬ點は流石である。汪氏は總てを観念して十二月十八日重慶を去り二十九日和平建議を發表するに至ったのである、それに關し汪氏は

「余の和平建議たるや近衛聲明に賛同せるものである、何が故に余は之に賛同したか、余は依然從來一貫せる對日冤仇解くべく結ぶべからずとの観念を貫かんがためである」

と強調してゐる。而して汪氏は蔣が近衛聲明に對し「既に中日關係が一新時機に到達せることを認識し決然その主旨に賛同せば、中日和平の道は開かれ、更に進んで所謂三原則に依據して各種の具体條件を定め彼我その益を共に受け東亜永久和平の基礎は確定し、今後の共同生存と共同發達は期して待つに難からざりしものをしと其の絶好のチャンスを捉へなかった時に對し「恁かる重要かつ明白なる聲明に對しては三原則の實行が中國の自由と獨立を害するものに非ざることが領ける、それはかりでなく所謂共同防共及び經濟提携の主要目的は共産擾乱、經濟侵略と云ふ二大害毒を東洋より根絶せしむるにあるのであって之等の責任は頗る重大である」と大いに感激し、日本が斯くの如く中國に對して初めて此の重大責任を分擔する能力を有し得るのだと「中國の自由と獨立」を

主張してゐる。

汪氏は更に進んで三原則に對する將の批判を駁へて反論してゐる「將統制下に於ける宣傳は認て日本は正に全力を擧げて中國を滅ぼせんとし、三原則は一種の詭辯であるとしあるも、此の宣傳は實際は全然誤ってゐる、さうして將の誤認に對し汪氏は次の如く三項目に列擧して所感を陳べてゐる。

第一――日本が若し中國を滅ぼせんと欲せば全力を以て作戰を繼續し惡かる詭言を必要としない

第二――三原則の出現は既に數年を經てゐるものであって上述の如く近衛聲明以來更に明かに國策となりたるものにして日本全國の輿論が一致したるものと云ふべくこれを詭言と見ることは出來ない

第三――中國兩國が共同努力の目標なしとするならば利害衝突の故を以て勢ひ必ず水火相容れざるに至るであらう、之に反して一つの共同努力の目標ありとせば利害は一致し衝突發生の理由はないであらう、斯の如くその關係は重大にして之を詭言とは全く言ひ得ないであらう。

三原則を一種の詭言と誤認する將に對し、汪氏は以上三項目を擧げてその然らざる理由を說述したが更に進んで第四として「數年來中日關係は改善する能はず、日に〳〵惡化の勢ひに在ると云ふことは一種の循環論に從はれ誤れるものであらう」と卓斷的見解の下に立論してゐる。例へば日本側の云ふところは「中國の排日がれ・一八事變の原因である」と、中國側は「日本の侵略こそ排日の根源である」とあり、また日本の言ふには「中國が以夷制夷政策を放棄すれば中日關係は好轉するを得ん」と、中國曰く「日本が中國に對する野心を放棄するならば中日關係は好轉せん」とある。

汪氏は「右の日支關係を從へ斯くの如くすべて相互に其の責を負はせることは益々惡化の一途を辿るものであると斷じ「今若し一個の共同努力の目標があって同時に力を盡し先づ自己に期待し、然る後他に期待し更に己の責を問ひたる後、他の責を咎むれば進歩は少ずや速かに、紛糾は少ずや容易であらう」と日支關係の好轉化に對する一見解を述べ、斯くすれば中日の過去の紛糾は解消し、現在の戰禍も終結し、またその損失も補塡せられるのみならず、將來に於ける共同生存、共榮發達の大道またこれより一步を踏み出すを得るであらうと論及してゐる。

汪氏は次に共產黨の害毒に予を轉じ「我等の民族意識は現在に於て共產黨に完全に利用せられてゐることは結局民族を破滅に陷れ國家を滅亡に導くものなることを察知すべきである」と斷じた。斯うしたことは共產黨としては當然のことであらうが「彼等は根本より所謂民族あるを知らず、國家あるを知らず只第三インターの命を接受し中國を犧牲となし、犧牲とすべき地盤よ廣きを喜び、犧牲となるべき人數の愈よ多きを喜ぶことを知るのみである」と、共產黨の害毒の忌避せざるべからざる理由を掘り下げて列擧して

汪氏は結論を求むべく「余思ふに今日我等の面前には二途が開けてゐる」となし其の相反せる二途を次の如く論じてゐる。

第一途―蔣の高調するは抗戰の継續であるのみならず共産黨を率倒するにも足らないを念じつゝも從はざるを得ず、斯くの如く我が國家と民族の總てを擧げて蔣に從ひ、共産黨の犧牲となるのみである

第二途―蔣との關係を斷絶し、孫總理の遺志を受に新たに闡明し實行し、日本に對する「宛仇解くべく絶ぶべからず」の根本意義に基き、誠を盡して友となさんことに努力するにあり、第一歩が中日の和平を回復し、第二歩に於て東亞の和平を確立するものである

汪氏は右の二途に對し、此の二條の途の前者は亡國滅民の途であり、後者は中國を復興し東亞を復興する途であると、明確に區別し、「余は中國を復興する途であるとの道を歩まんことを決意せり」と堂々と所信を開陳して行動を定め、同志を糾合すると共に有らゆる有志の士を團結し共に俱に此の一條の道を歩み續けんと結んだところは往年の李鴻章にも劣らざる偉人と云ふべきである。

(八) 林森歸る迫國民政府主席空位

汪精衛氏の蹶起は更生支那の全局を代表すべき中央政府を樹立せしむる上に重大な意義があった。東亞新秩序建設を分擔すると共に、世界に向ってその獨立性を主張せしめることは、時局解決の要義であるべきだ、此の要義を体得も支那人民の和平救國の要望に答へるべく、汪精衛氏及びその同志の運動が開始され其の結果就正國民黨の出現となったのである。

昭和十四年八月二十八日から三十日迄上海に於て開催せる所謂「六全大會」と稱する第六次全國代表大會は二百四十餘名の代表參集の上次の如き重要決議を爲すと共に、其の大會宣言に於て(一)全會一致の決議を以て蔣介石の國民黨總裁の職權を解除し、且つ總裁制を廢止し、汪同志に對して和戰問題を處理する權限を付與し(二)東北(滿洲)問題に關する合理的解決の意あることを闡明し、日本との國交調整に對する斷然たる氣魄を明示するところあった。

六全大會の重要決議

一、國民黨政綱修正案

二、反共を以て本黨基本政策となすの案

三、中日關係を根本的に調整し速に國交を回復するの案

四、中央執行委員會主席に汪精衛を推擧し中央政治委員會を組織せしむる案

五、速に國民大會を召集し憲政を實施する案

外交に關する要項

蔣正國民黨政綱中（甲）外交に關する要項を擧ぐれば次の如くである

一、國家生存及び主權獨立の趣旨に基き睦隣の政策を勵行し以て東亞永遠の平和を確立す

二、共產主義を奉ぜざる關係各國と聯合し共同して第三國筋の陰謀を防止す

三、（省略す）

四、（省略す）

五、經濟の回復と資源の開發を圖るため友邦各國の資本及び技術との合作を歡迎す

六、和平及び外交方式を以て租界を回收し領事裁判權を取消す

政治に關する要項

一、政治に關しては國民大會を召集し更國の大計を商議討論す

二、憲法草案を起草しこれを國民大會に付して審議し政府に於て公布實施すること

純正國民黨の立場聲明

一、以上の他、政治、經濟、敎育の全般に亘って純正國民黨としての立場を明かにしてゐるが、特に敎育に於て「補救なる排外思想を除去し、睦隣政策の精神を貫徹」すること

上記の決議により汪精衞氏を主班とする純正國民黨は友邦、睦隣、一黨專制を排擊の基本政策の下に全國各黨各派を糾合し、和平運動に乘り出した結果が、昭和十五年

三月三十日の中華民國々民政府の南京還都となって現はれたのである。

林森氏歸へるまで「主席」を空位とせる汪精衞氏は新國民政府主席代理として行政院長に就任した。去る三月三十日歷史的還都の大典が擧行された席上、故孫總理遺像に三鞠の禮が行はれ國民政府文官長林森中氏によって院部會各長官の就職式が行はれたのである。

此の國民政府院部會長官就職典禮式場で、汪精衞氏は還都宣言を宣讀し、純三民主義に立脚し我が近衞聲明に呼應して、新秩序亞の建設を分擔せんとする決意を開陳した。依て國民政府は其の宣言四項をその儘に和平の實現、憲政の實施に邁進すべく、正統國民政府によって否認された重慶政府は名實共に一地方政權に顚落し、中央政府としての一切の職權行使の權能を失ったのである。

汪氏は右還都宣言に於て「(一)和平の實現、(二)憲政の實施の二大方針は中央政治會議に於て鄭重に決議されたるところにして、國民政府は新方針を堅持し善つてこれが實行を期せんとす」と冒頭に於て堂々と主張してゐる。さうしてそれを次の如く解說してゐる。

一、和平の實現——とは日本と協力し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基き過去の紛糾を一掃し將來の親善關係を確立し過去に於て孰れる政策法令にして右方針に反するものあらばかず〳〵これを廢止しまたは修正し努めて主權の獨立自由と行政の完整とを保全し且つ經濟上に互惠平等の合作を實現し、以て共存共榮の基礎を

樹立せんとするにあり、中日兩國はもと善鄰の情に厚く互に提携するが今次國交の調整を終たるのちは永く平和を維持し共に東亞を安定せしめ同時に一切の友邦に對しても亦此の和平外交の方針に基き信義を講じ親善を修め以てその友好關係を增進すべきなり

二、憲政の實施―に就ては中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士もまた夙に一致贊同する處なり、今や戰後各般の施設愈々嚴絶し之が復興を俟つの秋偏に擧國同胞物心兩面の力を集中し、勇往邁進し以て現代國家の建設を完成するに努らざるべからず、過去に於ける個人の獨裁側は全國人民團結の障碍たりしを以て必ず之を驅逐除去すべし、また共產黨は階級鬪爭を挑發し特に國家民族の大敵なるを以て必ずこれを根絶肅清し、その餘賊を殘さざらしむるを要す、各級民意機關の設置、地方自治の實施及び國民大會の召集、憲法の制定發布などに就ては何れも日を期して之を實行に現はし以て全國人民の要望に副ふべし

以上の和平の實現と憲政の實施とは國民政府の遵奉すべき最大の方針なると共に、國民政府の負荷すべき最大の任務なることを闡明せるが其の氣宇の大や思ふべしである。

(九) 米國の對支觀と日支の慶祝答禮使節交換

前記の中華民國國民政府主席代理汪精衞氏の南京遷都宣言に對し、日を同じうして帝國政府は歷史的聲明を行った。さうして其の夜、米內首相と汪主席代理との間に來翰、南京相呼應してラヂオ放送が行はれ、東亞新秩序建設の一新段階の實現に對する慶祝歡喜の坩堝に浸った。東亞の天地に恁うした大きな一新事實が實現されたのに對し、諸外國の其の當時に於ける空氣は何うであったらうかと云ふ點に留意して見ることにしよう。

新支那に於ける國民政府の誕生は日支永遠の平和と東亞の新秩序建設の巨大なる一步として、各國のこれに對する反響は幾多の重大なる意義を包含するものと見られてゐる。就中歐洲戰爭の勃發により東亞に於ける發言權を收縮せざるを得なくなった英佛兩國に代って愚骨なる侵略國の態度に就ては既に早くから新政府不承認の建前を取るであらうことは豫想されてゐたところであるが、果して八月米國務長官は三十日「新南京政府の樹立は一國が其の隣國に對して武力を以て强制したプログラムの一躍進を示すものであり、世界の一部分を他の部分との平常な政治的、經濟的關係から切り離すことを意味する」斯く外部から働きかけた國家の高官は、其の國家が相手國の政治的獨立と自由を尊重する意向であり、且つ東亞に於ける事態の進展と共にその意向を實証することになるであらうとの聲明を發したが

米國政府はこれに注意を拂ふものである、我が政府としては南京新政權樹立に際する聲事的、外交的經緯は惣かる意向と首尾一貫するを要しない、武力を國策の手段として使用することに對する米國の態度は既に明かにされて居り、而もその態度は屢次極衆の事態に於て示されて來た、此の米國の國政府は茲に改めて國際法の原則並に現行諸條約に從って我が國の權利を十分に留保する、十二年前米國政府は他の諸國と歩調を揃へて支那共和國の國民政府を承認したが支那民衆大多數の忠誠と支持を依然として得てゐるものであることを信ずべき理由が十分ある、從って米國政府が今後も重慶政府を支那政府として承認を繼續することは當然であるし、と、新政府成立の直後聲明を發してゐる。

右の聲明中には「不承認」の文字は期かにされてゐないが、其の文意は事實不承認政策の聲明である、斯くアメリカの不明確を對象亞認識は依然たるものであるが、之に對し帝國は少しも無關心たり得ないものがある、米國の新國民政府に對する態度表明に就ては歐洲戰爭の關連如何にある譯だが、その經過を重視せずして早くも右の如く東亞に對する米國の不變の根將政策を表示したことは、その聲明形成の如何に拘らず重要視せざるを得ないものがあるとされた。

諸外國の承認、不承認如何に拘らず、日支兩國は萬難を排して東亞新秩序建設の實現に向って勇往邁進しなければならない。支那事變勃發以來足掛け四年に及ぶ點を考慮しても出來るだけ早く事變の處理を遂げなければならない。東亞の新秩序建設は大

事業であるから一朝一夕に實現を期待することは出來ないと云へ、着々片付くべきものは片付けてから一面戰爭と云ふ覺悟も必要である、事變處理の急を要するのは其の點である。一面建設しながら解決され得るものは片ッ端から片付けて國民をして活氣づけさせることも極めて必要であらう。

南京遷都を慶祝すると共に重大なる任務を双肩に擔って阿部信行大將は特命全權大使として四月十七日支那に渡った。發程に先立ち四月一日午後一時半官中に於て米内首相侍立の下に親任式が執り行はせられ、阿部大將に對し親任の勅語を賜はり、特に國務大臣の禮遇を賜はる旨の御沙汰あらせられたのである。

右の親任式終了後、政府は阿部大將と協議の上隨員團の設衛を行ひ四日興亞院會議を開催、特に阿部大將も出席して現地に携行すべき訓令案の調整を爲し、諸般の準備を完了して渡支したのであるから、國民は其の擧げらるべき實効に只管注目の眼を瞠ってゐる。

一方支那からは立法院長陳公博氏が專使として赴日答禮使節團一行が來朝、五月二十日神戸に上陸、二十一日朝帝都に入った、一行は其の使命を果したる上、六月二日渡日の時と同じ船である東亞海運の大洋丸で歸國した。

斯くして日支兩國の儀禮が濟まされた上は愈々國交の調整に入る譯である。

日本政府が阿部特命全權大使を派遣することになったのは、更生支那の中央政府たる汪兆銘氏の出現を契機として日支の國交を正常なる基本的問題を正式に交涉し日支の

新關係を確立する點にある。故に特命全權大使の大使命の一は日支間の基本條約を作成して正式承認による正式關係を確立することにあると思惟せらるゝところであるが、國際法上の形式の問題は別として日本と更生支那との關係は既に運命の協同體としての結ばれてゐると云ふ深刻なる事實を直視しなければならない。

日本國民が阿部大使を送るに當つて國民の感情を擧直に述ぶれば在來の全權大使のやうに、他人の國に大使を送るやうな氣持にはなれない。云はゞ汪精衛氏の聲明にあるやうに義兄弟の國に同志を送ると云ふ感情に在るのだ。兩國が只單なる列國關係のみを以て事變の處理に當るとせば幾多の摩擦を豫想せねばならぬが、一大目標が東亞新秩序建設と云ふ一點に集中されるのであるから、兩國の同志愛によつて此の困難を克服し得るものであることを信ずるものである。

(十) 新國民政府重慶法無效を公布

新國民政府は曩に中央政治會議に於て對重慶法案を決議したが、四月六日附國民政府命令として主席代理汪精衛氏の名を以て正式に次の布告を發すると共に右の旨を列國に對し通告の手續を取つた。

重慶法は無效

一、國民政府は既に南京に還都した、重慶方面の發布する對內出令及び締結するところの對外條約、協定契約等は一切無效である、右は行政院より外交部に命じて各國に通告す

右の布告によつて新國民政府と重慶政權との關係は對內對外ともに明瞭となり、重慶政權は完全に否認し去られた譯である。

また行政院長汪精衛、財政部長周佛海兩氏の名で行政院訓令として各省政府及び市政府に對し次の訓令を發した。

行政院訓令

一、近年民力の疲弊甚しきものあり、各省市、縣政府で徵發する移出入貨物に對する檢查費、特殊營業稅その他の稅目は繁雜を極めてゐるから、各省市政府當局は之を直に財政部に報告し財政部の許可なき稅目は即刻に訂正すべし、財政部は速かに地方財政の整理を行ひ地方行政がこれにより變動を受けないやうに稅制の改革を行ふ

斯くして新政府は還都後一週間にして早くも內容の整備に力を注ぎ、還都の法的基礎を明確ならしめるに至つたが、特に抗戰にいためられた民衆に和平の慈光を與へ民力の回復に政治の重點を置いてゐるのは注目すべきである。

以上の布告及び訓令は四月六日の中央政治委員會第二次會議の決議によつたものであるが同時に國民政府は同委員會を政會議場に開會、主席汪精衛氏以下陳公博、梁鴻志、陳宗堯、周佛海、林伯生、丁默邨、諸青來、趙毓松氏其の他廿六名委員出席、

軍政部組織法修正案、國民政府還都前の法令適用及び之が修正案、中央銀行籌備委員會章程案其の他人事問題を附議、何れも大体原案通り可決した。右の中政會第二次會議に於て討議された汪精衛主席提議に係る國民政府還都前の法令の辦法案は國民政府により批准施行すべく決議通過されたのであるが、其等に關する說明及び辦法は次の如くである。

一、國民政府より命令し全國行政、司法各機關は一切の法令の民國二十六年十一月十九日重慶移駐以前に適用せるものを準則とす

二、內外人民は還都以前に於ける法令の適用に於て取得した權利或ひは利益が現に國民政府の法令の適用により變容あるひは喪失を蒙る場合は各級行政及び司法機關は適當の方法を講じて保留し行政、外交各機關によって速かに調整する

三、還都以前の國民政府の號令と現行政綱が相異なる點は行政院及び立法院により政綱に照して速かに修正をはかる

以上の如く重慶政權時代の法令が自ら差別を設けられたのは重視さるべき點である。法令の適用問題は繼承するのが原則であるが國民政府が民國二十六年十一月南京より重慶に移ってより本年三月三十日再び還都に至るまでの二年餘は各種の變化があるので全然繼承する譯に行かず、今後行政、司法各機關が現在の技術によって法令の適用及び修正を行ふべきものだとされたのである。

前記の改組國民政府の政治最高指導機關たる中政會第二次會議には十數項の重要議

事を可決したが、討論事項中周佛海委員の提出せる中央銀行籌備委員會章程案及び周佛海氏提案の修正所得稅暫行條例並に四月より勤勞所得稅の徵收案の解決は新政府が苛斂誅求を排除し全民政治に根據を置かん、とする主席の提議による國民政府還都前の法令は如何にして適用修正するかの案が最も重大で愼重討議の結果、前述の如く何れも國民政府の公布を俟って施行することに議決された。

のである。就中支那中央銀行の設立は支那統一と金融上新國民政府の設定方針でその動向は頗る注目されるが、今次會議に始めてその設立に關する具体案が上程された譯で中央銀行を設立する準備を整へ、新政府の意向を茲に正式に表示したものとして重視された。尚ほ修正所得稅暫行條例並に勤勞所得稅の徵收案の解決は新政府が苛斂誅求を排除し全民政治に根據を置かん、とする現はれとして注目された。

斯く汪精衛氏を首班とする國民政府の還都成立は和平運動の一段階であり、全面和平のスタートと見るべきものであるが、支那事變處理の最終目的の達成は遙か將來に係ってゐる。夫は(一)新國民政府の政治的性格の下に燒まざる努力を必要とすること(二)汪氏の企圖する全面和平と事變處理とを一致せしめるやう我が不變の政策を堅持すること、に在るのである。而も夫は事實に於て三月二十日の中央政治會議から同二十日の還都式まで旬日に亘る最も緊張せる和平工作の過程に於て一般に印象づけられたのでも知られる。即ち次に其の二三を摘出して見よう。

一、汪氏が此の新政府成立に當って飽迄も反共和平建國に政策の基礎を置き熱意を以

て其の目的を貫徹せんとする意慾が窺はれたこと

二、對重慶政策としてはその私情を捨てゝ抗戰建國の誤れる觀念を反省せしめ支那民衆を敵亡より救出せんため心血を注ぎ説得に努めたこと

三、新政府組織に際し過去の國民黨獨裁政治を排除するため廣く黨外の人士を網羅し全民政權の基礎を確立したが、同時に此の和平運動の最終目的を達成せんために政治的思想に於て或は政治的環境に於て國民黨の色彩を強く加味し國民黨が主体となり黨外が客体の觀を呈したこと

右の和平政策に基く汪氏の大事業は、國内統制力を強化し、政府の基礎を確立し、重慶の生存力を喪失せしむることによって速成される、そのためには和平支那が如何に獨立自主を目標として邁進しつゝあるかを新國民政府が事實を以て證明し、和平建國が抗戰建國の苦難を救ふのみならず支那の存立性を保持する唯一の道であることを知らしめ、日本が大乘的見地からこれに全幅の支援を與へつゝあることが明かになれば、民衆は自然重慶より離反し、新政府の傘下にその生業を求めることは必然の理である。事變處理もその動向を辿ることによって速せられ、東亞新秩序建設も此の根本問題の解決によって促進せられる譯である。

(十) 後將國の轉向と改組國民政府の承認問題

新國民政府を列國が承認するか何うかと云ふことに關しては英獨両虎相搏ち死闘を續けてゐる昨今としては肯に慶は啓へられぬ、英獨佛は素より其他の諸國も恐らくそれどころではないであらう。併し國民政府還都擧式の直後、香港の日刊英字紙香港テレグラフ（イギリス資本）は四月二日の紙上で重慶政權の外債支拂不能の結果支那に借款を有する第三國は事實上汪精衛氏を首班とする改組國民政府を承認せざるを得なくなるであらうと第一面全部を費し大々的に論じ多大のセンセーションを惹起したことは注目に値する。次にそれを概記することにしよう。

後將國の轉向示唆論

第三國は近き將來重慶政權の承認を取消し、汪精衛氏を首班とする改組國民政府を承認せざるを得なくなるであらう、何となれば、上海、天津、青島、汕頭、厦門、漢口、南京その他日本軍占領地域内の支那海關の關稅收入は日本に押へられてゐるが、日本はこの海關收入を第三國をして新中央政府を承認させる道具に使うであらうと見られるからだ、日本は關係第三國との取極めにより占有領地域内の海關收入を橫濱正金銀行に供託してゐるが、その金額は二億元以上に達するものと信ぜられる、而して日英兩國の取極めにより海關收入を擔保とする第三國の對支借款は此の橫濱正金銀行の供託金中より支拂はれることゝなってゐる

然るに日本は海關收入をその手に收めながら當然支拂ふべき外國の對支借款に對して一切支拂を拒絶してゐる、尤も重慶政權もまた支拂停止を餘儀なくされてゐるが、重

慶政權は外國債の利拂に必要な金額だけは準備してゐる、横濱正金の保有する供託
金は日本政府以外何人も手をつけることは出來ない、處が新國民政府が此の巨額の
資金の處分については相當發言權を持つであらうことは怨ど間違ひあるまい
改組國民政府の財政政策は八項より成り、その第一に外債を承認しその性質に應じ
これが支拂を爲す用意ありとあるが、新國民政府は自己を法律上または事實上支那
の中央政府として承認せざる國家に對してはその債務の支拂を拒絶し、重慶政權に
對して支拂要求をなせと反發するであらう、某重慶政府要人はテレグラフ記者に對
し「日本の抑留してゐる海關收入が、汪精衛氏の手に入れば恐るべき武器となること
は疑ひなく、それはやがて支那事變の全成果に影響を及ぼすことゝならう」と語つ
た

右はイギリスの出先の輿論であるが、確かに英本國の空氣を反映せしめたものと見
ることも出來る、併し複雜性に富んだ英國のことであるから恁うしたことを紙上で論
じて其の反響を測定するの指針としたものではなからうかと見られぬこともないから
信を置き難いが或る一班を知るの一資料たらしめることが出來よう。

新國民政府が先づ第一に着手したのは夙想された如く凡ゆる角度からする對重慶工
作である。中央政治委員會第二次會議（四月六日）に汪主席代理が提議可決された遷
都前の各種法令取扱ひに關する方針に於て、重慶政權の法令に差別を設け「重慶移駐
以前に適用せるものを以て準則とす」と規定したのは舊國民政府が民國二十六年十一

月南京から重慶に移つて以來、今日まで二年餘の間に出した各種法令は、近衛三原則
の線に沿ふ新國民政府の繼承し得ないところなるが故に先づ法令の點で「重慶政權」
となつてからの舊國民政府に對立することを示したものと見ることが出來よう。

國民政府遷都の三月三十日以後重慶政府が第三國との間に條約を締結することある
も之は惣く無效とすることを外交部から各國大公使を通じ通告する旨四月六日附政府
令を以て正式に公布せることは前記の如くである。更に國民政府は同日附を以て軍事
委員會を通じ「和平の實現は國民政府遷都後の大方針である、各地軍隊は速かに戰爭
を停止して命令を待つべし、軍事委員會は各地軍隊に通告して此の命令を遵守せしめ
更にその處理の結果を報告すべし」と停戰命令を發したが、これは全國軍隊に對し、
抗日の迷妄を棄て、和平陣營に投ぜよと號令したものであつて、新政府の對重慶方針
は斯くして明瞭な形となつて現はれ始めた。殊に注目すべきは同政府令に於て軍事委
員會に處理の結果報告を命じてゐることであつて、新政府の命令が決して通ソ一遍の
ものでないことを證明し得ると共に新政府が絶對の自信を以て此の命令を發してゐる
ことを窺はれる。

更に國民政府は前中支、南經濟建設の根本方針を爲す國立發券銀行の設立に關し、汪派
の和平運動と並行して慎重檢討が進められてゐたが改組國民政府の南京遷都の實現に
應じて數次に亘り最後的協議を行つた結果實行の段階に到達したので四月十二日附國
民政府令を以て「中央銀行籌備委員會章程」が公布され、財政八原則の一を具体化す

べき誠意を示した。右章程によれば顧問委員は九名乃至十一名を委員とし、内佛海、財政部長自らこれに當り、廣く列強の後援を要請する國府の建前から、中外の金融專門家を顧問或は專門委員に招聘する方針を進め、就中日本側の後援を要請してゐることは注目に値する。

中央銀行等備委員會としては（イ）資金の蒐集（ロ）中央銀行法規の起草（ハ）舊貨幣の整理（ニ）新法幣の發行計畫、等々を主要なるものとし、委員任命の上、財政部内に辦事處を設置し業務を始める段取で進んだ。國府としても新銀行の設立に伴れて發生すべき數多の困難を豫想さるゝ處であるが、非常なる熱意を以てその實現を企畫してをり、從つて（ニ）新銀行への參加銀行の問題（ニ）發行準備金（三）在外資金處理問題等々についても眞摯なる論議が行はれることになるべく、斯くして新中國の幣制はリース・ロスの幣制改革以來、再度の革新時期に到達したものとして其の設立經過が注目の的となつてゐる。

（十三）阿部特命全權大使の渡支

前記の如く新國民政府は重慶政權の法令を認めず、從つて重慶政權が取極めた各國との契約は之を一切認めぬことを聲明してあるにも拘らず、英米佛ソの重慶政府に對する關係は依然改められざるものあり、就中佛國の如きは重慶政權の鐵道借款に應じてゐるので、國民政府外交部は五月二十八日佛國政府叙昆（四川省叙州―雲南省昆明）鐵道借款に關し次の如き否認聲明を行つたが、之は新國民政府が第三國に對して行つた最初の意思表示である。

叙將鐵道借款否認聲明

佛國對支經濟開發財團と重慶政權との間に締結された叙昆鐵路借款は關稅剩餘を擔保とするものであり佛國はこれにより鐵路沿線の鑛山開發權を獲得した、中國民衆の和平熱が日に昂まりつゝある時、佛國政府が此の種鐵路投資をなすことは政治的に佛國政府に對し深甚の注意を喚起すると共に中央政府は此の種借款を絶對に承認せず且つ重慶政權に對する債務をも絶對に負はざるものであると同時に將來此の種態度をもつ國家に對しては中央政府はその友誼の要求を應諾する能はざるものである

中華民國國民政府が三月三十日南京遷都の擧式後既に二ヶ月を經過し、着々新中央政府としての實績を擧げてゐることは、右の佛國政府に對する強硬なる意思表明によつてもその一端が窺はれる。

阿部特命全權大使が四月十八日鹿島丸に搭乘其の第一歩を新生支那の首都南京に印したのは二十三日、遷都慶祝式典が擧行されたが、今後展開さるべき日支關係の新段階に大なる期待をかけ、阿部特派大使派遣の意義に就て當時現地側で日支双方を通じて信ぜられた見解は次の如きものであるとされた。

一、特派大使が慶祝式典に臨むことは帝國政府が國民政府の承認に先だち國民政府改組還都の事實を正式承認することである

二、阿部大使は信任狀を捧行捧呈すべき所謂駐支大使ではないが捧行すべき日支新國交調整に關する訓令案に基いて國民政府側と交渉を開始することは事實上帝國政府と國民政府が國交調整の新段階に入ったものと見られ右交渉の成立はその儘國民政府の承認となるものであるから、阿部大使の着任は既に日本が國民政府承認に要する手續に移ったことを意味し、支那事變處理に汪精衛政權一本槍で進まんとする日本の一貫せる決意を不動の事實によって中外に示すものである

三、日支國交調整に關する基本要綱、所謂和平方策は既に我が現地代表と汪精衛氏との間に意見一致を見て居り、今後特派大使は擧行せる訓令案に基き右和平方策を正式條文化するものと見られ具体、細目問題の決定には相當の時日を要するものとして日支關係は愈〻正式に國交調整の段階に入るものである

四、曩に軍司令部の創設により我が武力作戰はすべて統轄されたが、特派大使の派遣は政治的建設面の強力なる統一を實現せしめ大使を最高指導者として現地各機關は密接なる連絡を取り武力と政治との兩面が最高指導機關を整備し、帝國陣容は完璧を期することゝなる、殊に特派大使が國務大臣の資格を持つことは大使團の活動を自由ならしめるであらう

五、特派大使の任務は新政府の政治建設に協力すると共に重慶に對する政治攻勢の巨

彈たるべき和戰兩樣の使命を帶びてをり、普通に云ふ所の平和使節とは全くその本質を異にする

四月二十三日晴れの南京入りをした特命全權大使は同日大使館邸で日支記者團と會見し、着任最初の談話を發表した。

着任最初の阿部大使談

不肖乏しきを以て今回はからずも大命を拜し、特命全權として中華民國に派遣されお蔭を以て本日無事南京に到着致しました、今や中華民國に於ては更始一新せる國民政府南京に還都し和平反共建國の旗幟の下に帝國と相携へ相倚り、東亞新秩序の建設てふ聖業に邁進しつゝあります、而してその主義政綱は帝國政府に於て夙てより確立しあるところの國策とよく一致せることは吾人の欣快に堪へざる所でありまして、帝國としては同政府の健全なる發達と有らゆる後助と協力とを惜しまざる方針なること既に中外に闡明せる通りである、國民政府の還都の儀も無事終了し、近く全國的慶祝の式典を擧げられんとするに際し不肖またかねて帝國を代表親しく祝意を表するの任に就きましたることは重ねて光榮とする所であります、回顧すれば事變勃發直前南京の地を訪れ、現主席代理汪精衛閣下を始め幾多要路の士と相會し、日支問題を語り合ったことがありましたが、その後三星霜を閱せる今日、同じく當地に來り和裏露々之等の諸士と再會し交誼を新たにするの機會を得ましたことは奇しき因緣と申すべく感慨無量でありまして欣喜の情に耐へざる所であります、庶幾

くば此の盟約を第一歩として日支善隣を親密され、以て新東亞建設の基礎を築き、延いては世界の平和確立と人類の福祉増進とに貢献するに至らしむることを望んでこまざる次第であります。不肖素よりその任の重くして菲才これに堪へざるを恐るゝものでありますが、兩國國民は少ずや不肖の任務の遂行に對し直接、間接十分なる援助を與へられることを確信し自らもまた愚鈍に鞭打つて粉骨砕身、大任を全うする覺悟であります、茲に到着第一日に當り所懐を述べて大方の諒解を希ふ次第であります。

(三) 歴史的な國民政府還都慶祝典禮

阿部特命全權大使と共に南京に到着せる國民慶祝使節は四月二十三日午後九時左の如きメッセージを發表した。

國民慶祝使節聲明

曩に汪精衛先生を初め幾多先覺の士は眞に東亞の全局に鑑み率先荊棘を排して和平の大道を確立し帝國と相携へて東亞の興隆を計らんことを期せられたのであります、斯て天下の信望翕然として集まり遂に三月三十日國民政府南京還都の實現を見ましたことは眞に中國再建の轉機、東亞興隆の曙光でありまして、兩國のため眞に慶賀の至りに堪へないのであります、私共は日本各界を代表する國民使節として親しく中

國朝野に對し慶祝の意を表するためまいりましたものでありまして到着に際し首都各界の熱誠なる歓迎を蒙りましたことは深く感激に堪へないところであります、抑も帝國の中國に對する態度は屢次の聲明により既に明白でありまして、今や日本國民は朝野一致不動の信念を以て東亞新秩序の建設に邁進しつゝあるのであります、私共は茲に中國の朝野が和平反共の旗幟の下に速かに中國再建の大業を完成し、日本國民と共に東亞新秩序建設の責務を分擔をられんことを切望すると共に、今後兩國國民が益く東洋固有の道義に立脚して提携協力せば必ずやよく平文を化し王佩となし、永く東亞の和平興隆を顯現し得べきことを確信する次第であります

昭和十五年四月廿三日

▽大日本帝國國民慶祝使節

貴族院議長　伯爵　松平頼壽
衆議院議長　小山松壽
經濟界代表　八田嘉明
同　庄司乙吉

▽興亞團体代表

永田秀次郎
同一宮房治郎
同中谷武世
同宮川米次
同阿部美能留
同平原英

以上の如く特派全權大使の發表せられたが、其の翌二十四日には阿部大使は國民政府に主席代理汪精衛氏を訪問して着任の挨拶を行った。即ち此の日午前十一時十五分鼓樓の大使館邸を出發した阿部大使及び隨員、國民使節一行の自動車の列は、國民政府より差向けられた外交部交際處長、文官處典禮司長の先導にて國民政府に到着、正門に整列した政府儀仗兵の敬禮及び政府軍樂隊の奏でる「君が代」の歡迎を受けつつ國民政府構内の最も奥深い處にある大禮堂の建物の前に止まった。

阿部大使を首め隨員、國民使節は大禮堂東側のサロンに案内され、阿部大使と汪主席代理との會見は大禮堂茶廳別室で行はれた。十一時三十分汪主席代理は諸民諜外交部長らを從へて主席室に現はれる。阿部大使の前に歩を運んだ汪主席代理は手を差し延べ無言の中にも兩者の間に力強い握手が交はされたのであるが、その一瞬こそ正に感激そのものであり、眞亞新秩序建設の上に重大な意義を印したものであった。

中華民國國民政府が青天白日旗と共に首都南京に還ったその歡びに對し、善隣日本は朝野一体となって慶祝の使節を特派した。そこに反共和平を基調とする新東亞建設の黎明が齎され首都南京の全市に漲る歡喜は集結して四月二十六日花やかな國府還都慶祝典禮擧行となり、引續き同二十七、八兩日に亘り國民的な慶祝の催しが多彩に繰展ぐられたのである。

即ち「國民政府は改組して南京に還都す」と堂々たる汪精衛氏の宣言が發せられ、首都南京が青天白日旗に埋められてから三旬、還都を慶祝する歷史的典禮の準備漸く成った二十六日午前十一時（日本時刻）鷄鳴寺下の舊考試院、現國民政府大禮堂に於て莊嚴に而も花やかに全國民の歡喜を凝結せる祝典が擧行されたのであるが、此の大禮堂の正面には大日章旗と青天白日滿地紅旗の二つの旗だけが飾られた。主席代理汪精衛氏は正面玄關より儀仗兵堵列、國樂隊吹奏裡に到着、續いて汪氏に迎へられた我が阿部慶祝使節が隨員を帶同し儀仗兵に守られて威容堂々と參列した。そこで還都式が開始されたのである、汪精衛氏は帝國の慶祝使節阿部信行大將と相對して此の二つの旗の下に直立した。汪氏の背後には各院、各部、各委員會の長官がズラリと居並び、阿部使節の背後には使節團各隨員、國民使節、垣支那派遣軍總參謀長、井上支那方面艦隊參謀長以下の各將星がずらりと居流れて威容を正す中に國樂の吹奏が堂を極がして晴れやかに湧き起った。

國民政府外交部長諸民誼氏進み出て盟邦日本より斯くも熱誠溢れる慶祝を寄せられたことを感謝し、茲に國府還都慶祝典禮を開き得るに至った喜びを述べるのであった。次いで阿部使節は朗々たる音吐を以て聖戰の中に生み出された此の東亞の新秩序が茲に明朗、堅實な第一歩を踏み出した喜びを大日本帝國の名に於て祝福し和平、小山貢衆兩院議長、各國民使節それ〳〵國民を代表して慶祝の辭を述ぶれば、汪主席代理これに答へて新中國は和平反共と善隣友好の大精神の下に出發し貫徹せらるべきことを

力強く述べ更に日本の協力を要請、翁野を挙げての慶祝に心からの篤誠を傾注せて答辞を終った。

次いで賓、主相對して一鞠躬の禮を行ひ再び起る奏樂裡に一同退場、十一時四十分茲に全くこの歴史的祝典を終了した。晴れやかな阿部慶祝使節の顔と、喜びに満ちた汪主席代理の顔とが相並んで別室に去つて行く、その歓喜と感謝とに固く結ばれた此の二つの雰圍氣、実は東亜の明日を創造する美しき新秩序の相貌そのものなのである。

(五) 汪氏の「己を罰する精神」の論文

中華民國國民政府の遷都慶祝典禮にかて帝國代表阿部慶祝使節が述べた祝辞は次の如きものであった。

阿部慶祝使節の祝辞

本日茲に中華民國國民政府の遷都の祝典を擧行せらるゝに方り、大命を奉じ慶祝の意を表するの最も光榮とするところなり、支那事變以来正に三ケ年に垂んとする、抑も相互親和すべき兩國にして斯くの禍難に遭遇せるは眞に遺憾とするところなり、宜しく正にこの時を以て百年の大計を策し禍を轉して福となすべきなり、汪主席代理閣下は茲に鑑るところあり我力協心茲に國民政府の遷都を斷行せらる、新中國の發展茲に其の發足を見、東亜新秩序建設の業愈よ盛んならんとするは両國のため慶祝に堪へざるところなり、帝國政府の方針は既に屢次中外に闡明せる所にして、國民政府も亦その方圖を一にす、これ帝國政府が本使を特派し擧國一致の祝意を傳達せしむる所以なり、惟ふに時局を收拾し、内民生を安んじ、外國交を調整し、以て信を天下に明かにせんには前途尚ほ容易ならざるを思はしむるものあり、願はくは今後有らゆる困難を克服し以てその使命を達成せられんことを本使茲に重ねて帝國が貴政府の發展と隆昌に對し全幅の協力を惜しむものにあらざるを吉明し謹んで慶祝の忱を述ぶ

右の阿部慶祝使節の祝辞に對する汪主席代理の答辞

本日遷都慶祝典禮に際し大日本國の各位親しく典禮に參列されたるに對し主席代理(汪精衛)は政府並に人民を代表し謹んで誠心誠意歓迎感謝の意を表する次第である、茲に阿部使節並に代表各位より御鄭重なる御祝辞を辱うし感動榮幸に堪へざるものである、國父孫總理が曾て神戸でアジヤの最大の民族は中國と日本であり、此の兩者は必ず聯繫せねばならないと、また曰く「東方文化は王道にして、西方文化は覇道である、覇道は終ひに王道に屈從するものである」と、洵に此の通敵は永久に煌々と輝き中日兩國は東亜復興に協力すべきことを指し示してゐるものである、事變以來日本の提唱せる東亜新秩序建設

には二つの重大なる意義がある、第一は東亜百年の経済侵略と二十年来猖獗の共産思想の根本掃除であり、第二は、中日両国は善隣友好・相互提携の原則に基き東亜新秩序建設の大業達成の責任を共に協力して共同負担すべしとなすことである、斯くて東亜新秩序建設の意義と孫総理の大亜細亜主義とは正に完全に一致し符節を合するものであると断じてよいのである、今や我等は両国の国交を調整せんがため同心協力、以て東亜建設の責任を分担せんとするものにして歴史上の事実と固有の主義に則って最大の努力を拂ひ、以て此の目的の実現を期して止まない次第である、茲に謹んで所懐を述ぶるものであるが、代表各位も深く御同感の事と信ずる、終りに恭しく大日本国天皇陛下の御福寿と御康寧とを祝し奉り、大日本国の国運隆昌と代表各位の平安を御祝ひ申上げる次第である

前記の如く国民政府は四月二十六日を以て還都興禮を挙行し、其の全国民衆の還都慶祝に引き続き二十七、八と両日に亘り国民的慶祝のため和平確護大会を記念すべく、夫に先立ち二十五日午後「己を罰するの精神」と題する論文を発表し全国民衆並に政府当局者に對し、今後の和平運動のため慶祝の喜びの中にも深き反省を求め、且つ重慶に對しては熱意と寛大を以て日本の支那に對する真意を傳へて一日も早く懐疑を捨てゝ南京に來らんことを呼びかけたのである・其の内容は次の如くである・

汪精衛氏の記念論文

「己を罰するの精神」の大要

和平反共建國の責任を全うするためには己れを罰する精神を持つべきである、己れを罰するの精神とは徴慢と異り卑屈とは更に異る、日下重慶には未だに日本を侵略者となし、支那を被侵略者となして、今次戰爭の惹起には支那に責任なしとしてゐるがこれは徴慢の精神であり、國家、民族を戰禍のため滅亡に導くものである、また支那は軍事上利を失し、最後の勝利に望みなき故已むことなく、國家民族の生命保全のため日本と講和を結ぶのであるとしてゐるが、これ即ち卑屈の精神である、故に中國は事變以來日本が求めた支那に對する反省と支那に示した誠意を十分理解して支那自体の深き反省と今後日本と共に負ふべき深き責任を持つことが必要である、例へば主權回收問題に就ても支那は只日本が支那の主權を返還することのみを待つべきでなく、支那自らが主權を回收し得るやう努力すべきである、斯くして日本の我意に答へ得る譯である

古來二つの國が交戰した場合戰敗國は領土割讓と賠償の義務を負はされるが、今や支那が負ふべきものは斯る義務でなく中日共同眞亜復興の義務である、先進國日本と共に共同の責任を負ふことは後進國たる支那の現狀から見て慚愧に堪へぬことであるが、尚ほ支那は共同の義務を果し得るやう努力しなければならない、斯くしてこそ始めて日本の支那に求むるものを與へることが出來且つ今次の戰爭によって被

つた兩國の莫大な犧牲と精夫に對して代償が得られるのであり、今や國民政府は南京に還都し日本政府の大使及び國民使節は南京に到着した、吾々は國民政府還都を慶祝し和平を鞏固するに際し將に重慶の諸君と共に努力して和平反共建國の前途に向つて邁進せんことを希望する

(十五) 日本民間各代表と汪氏との質問應答

阿部全權大使と共に首都南京に赴いた國民慶祝使節は連日に亘り國民政府要人と交歡を遂げ、國民外交の實を擧げたが、四月二十八日には各使節は國民政府に於て主席代理汪精衛氏と單獨會見を行ひ、夫々日本民間各界を代表する專門的立場より政治・外交、經濟・社會問題其の他の重大案件に對し汪氏の所見を質した。其の會見內容の中主なるものは次の如くである。

(一) 政治外交問題

松平貴族院議長 ― 新中國は遂かに憲政を實施すると聞いてゐるが憲政の問題は政府と民衆と一體となつて議會制度を完備することが、政治の妙諦であると思ふ

汪主席代理 ― 中國は民國二十二年以來憲法草案の起草を繰返し憲政期に入る體制の整備に努めてゐる、此の問題は自分たちだけでは到底完成出來ず、民衆の協力が必要だから還都後の新政府に於ても憲政の實施を施政方針の大本として諸種の手續きを採つてゐる、日本の憲政は私共にとり立派なお手本と思つてゐる

小山衆議院議長 ― 日本國民の總意は新政府と協力し重慶政權の潰滅を期するのに一貫してゐる、日本政府の方針も勿論同樣であるが、吾々は國民を代表する政治家として日本政府とは別個に新政府を鉋く迄も支援する次心で、此の點は夙かも御懸念に及ばない

汪主席代理 ― 日本政府並に國民の吾等に寄せられる御支援には感謝に堪へない、重慶政權に對する吾々の自信と對重慶工作の確信と見透しは十分にある、日本との外交上の問題も出來るだけ早く取極めを進めて和平建國に資したいと思つてゐる

(二) 經濟問題

八田嘉明氏 ― 經濟は政治と密接不可分の關係にあり、先づ兩國政府筋に於て基礎的方策が確立し民間は此の軌道を逸脫せざる範圍に於て具體的に進展せしめねばならぬ、其のためには兩國の經濟人が屢次懇談し事態を知る機會を持つことが必要である、日滿支を一體にした東亞經濟懇談會の如き組織を網羅した強力な機關を設け早く適當な機會に於る懇談がなされるや考慮されたい

汪主席代理 ― 極めて同感であるが、何分にも新政府は未だ人的構成が十分ではないので、何よりも先づこれを整備して貰ひたい

庄司乙吉氏 ― 經濟合作に就ては支那の民族資本を誘導してこれを有效に使ふやう指導されたく、併せて通貨の安定と相俟つて關稅問題に關する意見を伺ひたい

汪主席代理――民族資本の誘導は極めて必要であるが、これらの民間資本の大部分は租界内にあり、重慶の影響下に置かれてゐるものが多く、これを重慶側から引出すことが第一であり、種々工夫してゐる、通貨安定また重大であり、政府は専ら研究してゐる、租界に就ては近衛聲明に於て將來返還の意思あることが明示され、政府もこれが回收の方針を執つてゐる、併しこれが倶体的方法について意見もあり、これと歩調を共にして外交を進めることが必要であらう、要するに日支の經濟提携については孫總理の遺訓にもある通り第三國との事實上の提携は日支の提携を重心にしてやつてゆくべきで、この根本觀念で經濟合作を進める意向であることを明言する

(三) 兩國親善關係

永田秀次郎氏（興亞國体代表）――日本は過去二千年支那に敵へられたが歐米に敵へられたのは百二十年に過ぎないから、支那に對する恩を忘れずこれに酬いなければならない、茲に日支の親善が生れる、日支の親善は政府と政府の交渉以外に國民と國民の結合が肝心である、日本の興亞國体と云ふものは將來此の方面に國民を指導して行かうと云ふのである

汪主席代理――日支が共に強く生きねばならぬとは孫總理の遺敎である、日支親善の關係については興亞國体が日本國民をよく指導して貰はねばならぬ

最後に言論界代表（田中都吉、古野伊之助、菊池寛三氏のうち古野、菊池兩氏訪問）

の質問があつたのに對し、汪主席代理は次の如く答へた

汪主席代理――自分の主張してゐる和平建國の理想　實現させることは非常に難しい、政治家の仕事は民心の向ふ處に從つてやればよいのであるが民心はまだ抗日から救けきれないでゐるので、私の說く和平の理想を徹底させることは卽々望が折れる、中國にしても日本にしても夫々惱みがあり、苦しみを持つてゐるが、日支兩國の輿論の指導者が先づ第一に互ひに理解し合ふことが先決問題である、然る後歩調を合せて東亞新秩序の建設に民衆を導くべきだと思ふ、此の意味から兩者が互ひに胸襟を開いて懇談する機會を作りたいと考へてゐる、最後に私は武力に屈服して和平運動を續けてゐるのではない、私の主義として心身をなげうつてやつてゐるのだと云ふことを貴國の方々によくお傳へ願ひたい

以上で二十八日午前中の汪國民政府主席代理と我が國民使節各團体との單獨會見は和やかに終つた。四月二十六日の國府還都慶祝典禮に參列して日本民間の總意を傳達した國民慶祝使節團は、其の使命を終へ同二十八日解散したが、解散に當り午後二時在南京軍官民及び在南京中國各界人に宛てた次の感謝のメッセージを發表した。

軍官民に對する使節團メッセージ

將兵各位が事變以來今日まで幾多の艱難を忍んで聖戰の完遂に日夜盡瘁しをられる現狀切なるものがあり、また在留同胞各位がよく軍の後援として各種の建設に協力しをられる狀況を見て力强く感ずると共に東亞新秩序建設の礎石となられた幾多陣

殊將兵各位に對し衷心感謝の意を表すると共に現地に於て感得せる眞實なる認識と體驗に基き國論指導をなし、聖戰目的完遂の一助たらんことを期す

中國人に對する使節團メッセージ

國民政府各位と同憂具眼の士の御苦勞に深甚の敬意を表し、中途に於て疫癘された先覺志士に對し哀悼の誠を捧ぐ

(其) 派遣軍將兵に告ぐ (二)

支那派遣軍總司令部に於ては聖戰の眞義を徹底するため「派遣軍將兵に告ぐ」と題する小冊子を發行し、之を光輝ある紀元二千六百年の天長節を迎ふるに方り全線の將士に配布した。此の小冊子は四六判二十九頁のもので、事變發生の根本因由より說き起し、交戰の對象、事變解決の方途、將兵の行動、歸還兵に告ぐなどの六章十六項目に及ぶものであるが、之は三大原則の研究を行ふ上に密接な關係があるので、以下順、を逐うて記載することにしよう。

派遣軍將兵に告ぐ (二)

一、事變發生の根本原因

(1) 東洋に對する自覺の缺如――世界に先行せる道義文化の傳統を共有し二千年來の友好關係を繼續して來た日支兩民族が近世に於て兇角非友誼的對立抗爭狀態を現出

した根本原因は主として共に東洋人たるの自覺を忘却し個人主義的歐米物質文化に眩惑した事に歸するものである。卽ち近世に於ける支那の爲政者が事每に歐米諸國に依存し、其の力を利用し我が國の發展を阻止せんとして兄弟鬩にせめぐの猫をなし自ら其の植民地たる地位に沈倫するに至った事と、又一方日清戰爭に勝った我が國民が戰勝國の地位に於て支那に臨み支那人を輕侮し、歐米人に對しては先進民族として之に阿諛し其の前には屈すべからざる膝をも屈するものあり、肇國の大理想を忘れ侮支拜歐の弊に陷った事が期せずして今日の事態に立ち至った所以である。從って兩國民が共に東洋への自覺に於て日支關係の根本的是正を圖る事が今次事變の目的である

蓋し科學的文化の上では遺憾ながら後進國であった我が國が近代國家への躍進過程として以上の經過を辿った事は眞に已むを得ざるものであったとは謂へ反面また誠に慨しい事であった、兩衆我が國力の飛躍は著しいものがある、明治維新當時に於ては唯只自國の確保を全うするだけの實力しか持たなかったものが日露戰爭に於ては獨力能く露國の極東侵略を挫き、滿洲事變に於ては正を賾んで恐れず、敢然として國際聯盟を脫退し、更に今次事變に於ては東亞再建の理想の下に新秩序建設の大旆を掲げて濺起するに至った所以は偏に御稜威の下先輩忠烈の胎績による國力の充實に伴ふ國民的自覺に基くものである、卽ち我等は今や正に東洋民族の光榮として東洋への自覺、東亞の再建と謂ふ歷史的大轉機に直面して居るのである

(2) 歐米諸國の侵略的策動 ‖ 英國が東洋侵害を開始したのは今を距る約二百年前の印度経略に端を發してゐる、人口三億五千万の印度を其の植民地として尚ほ飽き足らず、更に支那に歩を進め百年前の阿片戰爭によって香港を取り上海、天津の租界を獲得し、逐次場子江を倒し來ったのであるが、我が國の勃起と支那民族の覺醒によって其の露骨なる侵略方式を變更し、支那を援けて其の統一に或る程度の助力を與へ之が代償として駐政、金融上の實權を掌握し政治、經濟上殆ど獨占的地位を占め、我が國の進出發展に對しては對立の勢を示し抗日政策を採らしめた事が今次の事變に至ったのである、阿片戰爭の本質は印度人の作った阿片を安く買上げて之を支那人に高く賣りつけ、其の利益は英本國商人が獨占し其の結果として支那人を唐人化し來ったものである、新しい支那の自覺した青年によって起された辛亥革命の進展に伴ひ列强搾取の植民地的地位から脱却せんとした排外運動の第一目標が英國に向けられたのは理の當然であったが、爾來彼は其の萬歳的政策を巧みに偽裝轉換して支那の民族運動を援助し其の鋒先を排日に轉向せしめ、日本の進出を阻止して今次の事變に至ったのである

一方ソ聯は帝政露西亞の崩壊と滿洲事變の結果とに依り支那特に滿洲に扶植せる既得權益を喪失したため、外蒙及新疆省方面より支那の侵略と東洋の赤化とを企圖し其の第一着手として「ガロン」「ボロージデンン」を派遣し革命の惟幄に參畫させて巧みに共産黨の勢力擴張を圖り、支那の民族運動に便乗して極東に於ける强國たる日

本の大陸進出を妨害せんと試みたのである、英國が主として浙江財閥を基礎とする國民黨内に勢力を占めて其の既得權益を確護せんとするに對抗し、ソ聯は共産黨を操縱し主として農民層に其の新興勢力を扶植せんとしてゐる事は明瞭な事實である、從つて國共兩黨は背後の力を異にし其の本質を異にしてゐるから對立抗爭するのは當然の樣であるが、抗日と云ふ共通の目標のために犬猿同行、國共合作を以て今次の事變に臨んだのである

最近重慶内部や山西、河北兩省等に於て國共の衝突を傳へられてゐるのは歐洲事態の反映とも見られるのであって英ソ兩國の關係が對立狀態に在る現狀より見て當然の傾向である

盧溝橋事件の直後我が國は終始不擴大方針を堅持して來たのであったが歐米ソ聯の示唆煽動を受けた抗日政權は自己の獨性に盲目となり、我が國との間に時局を收拾せんとする友誼の餘裕なく遂に今日の如き未曾有の大戰狀態に進展したのである

英國が最近日本に妥協的態度を示して來た事は在支既得權益の過半が上海を中心として我が占領地域内にある利害を打算した結果と歐洲の情勢切迫による當然の一動向である、反之共産黨の根據が我が占領地域と對蹠の西北支那にあり、且又日支抗爭により兩國の疲弊は赤化促進の好條件であるから徹底抗日を呼號し重慶政權を脅迫して抗戰の自動をなしある所以である

二、 交戰の對象は何か

(1) 抗日政權の迷妄打破 ― 現在重慶には英、米、佛、ソ聯等の大使が集合して何事かを畫策してゐる、英、米、佛は何とかして重慶を助けて日本の膝の折ける事を待ち、ソ聯は日支の抗戰繼續によって日本の對ソ戰力の消耗と支那の疲弊による赤化の促進とを策しつゝあることは誰しも判斷を得る所である、卽ち我が交戰の對象は英米佛ソ聯の煽動に躍りつゝある抗日政權及びその軍、匪であって決して支那の良民ではない、從って此等抗日政權及び其の抗戰力の主体たる軍、匪は本事變の目的に鑑み徹底的に膺懲し之が翻意反省を見る迄は五年でも十年でも戰爭は繼續しなければならないが、刀折れ矢盡きて我に降り或はその禦りを覺って歸順して來たものは之を寬容すべく、また無辜の良民は心から之を愛撫し、弱きを扶け强暴を挫くべき我が傳統の武士道を此の聖戰に於て遺憾なく發揮することが派遣軍將兵に課せられた大使命である

(2) 歐米諸國の對日敵性の本質 ― 英、米、佛等の諸國が重慶政權を援助してゐる根本目的は前述の外日本の支那の獨立解放を恐れてゐるからである、卽ち彼等は支那乃至東洋を永久に植民地の狀態に置き、本國人の利益を基礎とし搾取の對象として之を維持する事を念願するものであり、またソ聯の企圖する所は抗戰

繼續による日支兩國國力の消耗であって共に道義に反し打算に立脚するものである、尚彼等の我を危惧する理由として極東よりの閉出し放逐を受けると云ふ幻影恐怖感を擧げる事が出來る、是は東亞再建と東亞よりの閉鎖との錯覺である、支那の獨立完成と日支の善隣結合とは何等第三國の排除を意味するものではない、彼等の正當善意の協力は寧ろ望む所であり、是れ萬邦協和の本領なのである、聖戰の眞義が御認勅に炳かなる如く東洋の平和であり、道義の顯現であり、抗日支那の反省を促し、其の建設に協力するものであればこそ彼等は堂々天地に愧ぢず、千萬人と雖も我往かんとの信念を以て邁進しつゝあるのである、打算に立脚した列國の向背は一時の現象であって、吾人が正道を履んで終始渝ることなければ天下に敵なく道義は必ず其の光りを放つであらう

三、 大御心を拜察せよ

(1) 事變發生當時の御勅語と本庄將軍滿洲より歸國の際の御下問 ― 第七十二帝國議會開院式に賜はった御勅語に於て「帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憫トス今ヤ朕カ軍人ハ有司ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツヽアリ是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス」と明示し給へるを拜察し奉れば聖戰の眞義として炳かである

滿洲事變一段落を告して内地に歸還した本庄將軍が　天皇陛下に拜謁を賜はった際の御下問は「三千萬の民衆は滿洲國の成立を喜んで居るか」との意味の御言葉であり、次に「北滿の水害對策は如何か」との意味の御言葉であったと承れ承って居る

優渥にして御仁德遊ばされた此の御勅語と此の御言葉とを拜しつゝ今尚我が國民の中に非道義的權益的收穫を聖戰の結果として期待して居るものがある事は誠に恐懼に堪へない次第である

(2)　八紘一宇の眞義と東洋道義の再建

「上ハ則チ乾靈ノ國ヲ授ケ給ヒシ德ニ答ヘ、下ハ則チ皇孫ノ正ヲ養ヒ給ヒシ心ヲ弘メム、然シテ後ニ六合ヲ兼ネテ以テ都ヲ開キ、八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲サムコト、亦可ナラスヤ」とは神武天皇御卽位の大詔であり、道義を根本となし正義に則り正道を履み、四海同胞、萬邦協和の實を擧げる事は我が建國の大精神である。東亞の再建とは此の大詔を奉體し、此の建國精神を東亞に於て實踐するに外ならず、東洋への自覺に於て正しきを養ふ事即ち東洋道義の再建を根本とするものである、廣く貴賤、貧富、強弱を問はず慈しみ給ふ天皇陛下の大御心は太陽の御光りの如くであらせられるから內外に光被し久遠に遍照して窮りなく、其の光り正しきが故に強く、正しきが故に久しきを得る所以である

歐米諸國の支那、印度、阿弗利加等に對して採りつゝある資本主義的侵略や、ソ聯の企圖する階級鬪爭による世界革命は他國又は他民族を犧牲として自國民のみの繁榮を圖るものであって天地に愧ぢざる大道ではない、從って能く久しきに亘る事が出來ないであらう

現下世界を擧げて動亂の渦中に投ぜられつゝあるのは此の如き非道義的性格を有する世界政策の齎した當然の混亂である

我等は八紘一宇の眞義に徹し以上の如き混亂から東洋を救ふ爲自ら道義を實踐し其の結果としての日滿支三國の結合により東洋永久平和の基礎を確立し以て大御心に對へ奉らなければならぬ

(六)　派遣軍將兵に告ぐ　(三)

四、事變は如何に解決すべきか

(1)　事變解決の根本觀念

八紘一宇の理想は萬邦協和の建設であり、東洋平和は滿洲協和への第一步である、東洋を救った後には世界を救はなければならない、而して東亞再建即ち東亞新秩序建設の爲には先づ其の基礎である日滿支三國の關係を道義的基礎の上に初め兩面に亘り調整結合せねばならぬ、是が今次事變の直接目的であり、日支戰爭、滿洲事變及今次事變は之が歷史的努力の過程である、卽ち今次事變の本質は消極的には日滿支三國の安定確立に關する努力であり、積極的には東

亞再建への發足である

日滿支三國關係の調整結合に關しては既に國策として善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則が提唱せられてゐる、即ち三國は道義を以て一致の根源となし、國防及經濟の協力を以て重しとなすものであって相互に國家民族の本領特質を尊重して相提携し互助親睦の好誼を厚くし、隣邦相被めて唯物赤化の侵略を防ぎ、平等互惠の經濟を以て長短相補ひ有無相通ずるの實を擧げ、以て東洋本來の道義文化を保全發展せしむべきであり、此の關係は東亞再建の基礎であり模範であらねはならぬ

(2) 日本は支那の統一強化を望むか、細分弱化を望むか ― 支那が眠れる獅子として両獅子の威力を有して居た時には列國の東洋侵略を逞ふさせてゐたのであるが、日清戰爭の結果眠れる獅子の弱体は世界に暴露したために歐米諸國の侵略を見た事は歷史の明示する所である、支那の獨立を脅威せられる事は東洋の平和攪乱であり日本への脅威である、從來動もすれば支那の細分弱化して之を操縱せんとする歐米諸國の横暴を持つ者が絶無では無かったが、此の考へは支那を侵略せんとする歐米諸國の横做であって斷じて聖戰の目的ではない

日本が支那の内部に火の如く起り、つゝある支那統一の民族的要求實現に如何なる協力を惜しまざる大決心を固めた時に始めて日支善隣の結合は得られるものである、萬一日本人にして支那人を瞞して不當の所得を望み或は外國に倣って支那を日本の植民地の如く考へる者があったならば道義日本の本質に反するものであり到底天に愧

ざる信念を持つ事は出來ない

聖戰の眞義は道義による新秩序の建設にある事は明乎たる大方針であるから觀てのごとく行一致の誠意を以て臨まねばならない

歐米諸國の唯物的非道義的政策による舊秩序（資本主義的支配又は階級闘爭的革命）の清算是正を目的として起った聖戰の眞義を何等の不縁と慮値なしに現實に於て示す事を我等の念願とし理想としなければ大御心に副ひ奉る所以ではない

(3) 滿洲建國の根本精神を想起せよ ― 日清、日露戰役、滿洲事變による幾萬の尊い犧牲を以て産まれた滿洲帝國は民族協和の新原理による道義國家である、先般日本より進んで治外法權や附屬地行政權を還附して滿洲國の建全なる發展強化に善隣としての道を盡したのは内外齊しく知る所であらう、爾後の滿洲國は隆々たる發展を示し世界動乱の渦中に於ても三千萬民衆のみは戰禍を受ける事なく其の居に安んじ其の業に樂しんで居る、滿洲國が以前の様な強軍閥の搾取下に在ったならば恐らくは今頃はソ聯の一衛星となって三千萬の良民は塗炭の苦しみを嘗め、或は第二の日露戰爭が滿洲の野に展開されて居たかも知れない

(4) 東亞新秩序と東亞の聯盟の結成 ― 東洋諸國が桃源の甘夢から醒めた時には歐米諸國の仮牙が既に其の心臟部に喰ひ込んで居たのである、支那が百年前に覺醒して居たならば支那の獨力で歐米諸國の侵略を防止し、阿片戰爭も日露戰爭も或は今次の事變も免れ得たであらう

元來日支兩民族は歷史的に二千年の交誼を有しつゝも西洋諸國との接觸以來動もすれば國を擧げての干戈を交へた事例が尠くない。日滿支三國が個々に分裂抗爭すればこそ歐米に侵略搾取の機會を與へるが、三國が眞に結合すれば恐らく世界の何れの國と雖も一指を染める事が出來ないであらう。卽ち東洋永久平和の基礎は日滿支三國が道義的結合の上に東亞聯盟を結成し善隣友好の關係を維持し、東亞侵略の暴力に對しては共同防衛に任じ相倚り相扶け互惠の經濟を以て有無相通じ、三國各々力の充實發展を圖ることによつてのみ實現せられ、延いては東洋に於ける他の諸民族の自主正常の發展をも助成し、萬邦共の福祉を俱にするの世界平和に貢獻し得るのである

東亞新秩序卽ち東亞再建は以上の如き日滿支の善隣結合を中核とし之を全東亞に發展せしめんとするものであつて、其の遂參する所は東亞の各國家民族が夫々安住の所を得、近隣親睦、相互協力し各々其の天分を遂げて興隆し以て東洋の道義文化を再建發展せしめんとするに在り、其の要素は道義的基礎の上に各國家民族の自主獨立と國防及經濟等の相互協力關係とを確立する事である

東亞新秩序に於ける國家相互間の關係は究極に於て聯盟結成への發展を豫期するものである、東亞聯盟の道義は右の様に道義的基礎の上に東亞の安定と發展とを確保し世界平和の再建に貢獻せんとするのであつて、先づ日滿三國を以て之が基礎となすも三國以外の諸國が之に加入する事は固より當然の發展として期待する所である

又歐米諸國にして之に協力せんとするに於ては勿論喜んで其の進出を迎へるものである

(十九) 派遣軍將兵に告ぐ (四)

五、派遣軍將兵は如何に行動すべきか

(1) 眞個の日本人たれ――日本内地に於て今尚聖戰の眞義に徹せず、西洋模倣の侵略思想に依り搾取的代償を求め觀念を清算し切れない者のある事は遺憾である

陛下の萬歲を遵奉し、東洋道義の確立である人柱となつた十萬の靈の上に築かれるものは皇道の宣布であり、東洋平和の人柱としての東洋の平和である、求めるのにはよつてのみ求遠の平和が求められるのである、力を以て求めたものは力を以て奪回をられ、道によつて得たものは道に悖らざる限り喪はれない

前に謹述した御勅諭の中に「今や擧民國擧ノ帝國の眞意ヲ解セスレと宣はせられて居るのを拜誦して恐懼に堪へない事は、事變前に於て我々日本人が眞の日本人としての大御心を奉体し之を支那に傳へ、支那人を以て大御心を理解せしめるの努力に缺けてゐた點である

事變解決の根本條件は一億の日本人が速かに歐米的思想より覺醒し、眞の日本人に立還りて日本の眞の姿を確認し、國を擧げて肇國の大理想實現に邁命を捧げる決意

を固めることを第一とすべきである、東洋を東洋へ還す前に先づ日本人は日本人に還らなければならぬ

(2) 皇軍たるの本質に徹し身を以て道義を實踐せよ ― 皇軍の特質は道義の軍として皇道を宣布する事を其の使命とするにある、陛下の軍人、陛下の軍隊は行住坐臥唯々大御心を奉体し身を以て實踐しなければならぬ、聖戰遂行の第一線に立てる派遣軍將兵が其の行狀に於て天地に愧づるやうな事があっては大御心を胃瘝し奉り、支那人に反って永久の恨みを殘す事となる、人心を逸して聖戰の意義はない、

赤奪暴行したり、支那人から理由なき餽別饗應を受けたり、洋車に乘って金を拂はなかったり、或は討伐に藉口して酸性なき民家を焚き、又は良民を殺傷し、財物を掠めるやうな事があっては如何に宣傳宣撫するとも支那人の信賴を受けるどころかその恨みを買ふのみである、從って假令枝葉の武功を樹てても聖戰たるの戰果を全うする事は出來ない、十萬の英靈は地下で我等の行狀を見守ってゐる、司令部や本部は率先して自肅自戒常に第一線將兵の上に想ひを致し、第一線將兵は戰死した英靈に想ひを致して其の身を正しく律する事が生き殘った者の當然の道である

(3) 敬、信、愛を以て兩民族を永久に結合せよ ― 「弱きが故に助ける」と云ふ氣長期戰勝の素因は志氣の振興にあるも戰はなければならない、征戰久しきに亘るも軍紀の弛緩を來さない爲には特に上級者の自肅自戒率先垂範を先決としなければならぬ

將(陵)は、日本人の傳統的性格であれて自動する抗日政權を膺懲し虐げられたるものであるが、戰後に期待する日支兩民族の本質を正視し、其の長所を見出し之を尊重し信を其の腹中に置くの雅量をもつ要とするものである、我を騙すかも知れないと用心してかゝれば對手も亦何時迄も解けない氣持を抱く事は個人の交際に於ても同樣である、四千年の古き歷史と歐米に先驅せる文化を持ち我が國と二千年の友好關係に在った支那であり、兵匪の暴虐や天災地變に脅かされても誰人にも訴へる處はず、又最近に於ては歐米諸國の資本主義的侵略に搾取されながらも根強く生存し、孜々營々として大地と共に生きて居る支那人を見てその頑強と其の忍苦と其の素朴とに美點を認め、一度や二度の背負投げも喜んで受けるだけの腹で進めば必ずや兩民族の精神的結合に到達し得るであらう、日本を信ぜよ、日本人と提携せよと如何に叫んでも支那人が心から日本を信賴し日本人を信用するに至らない限り一方的である、我等は支那人に呼びかける前に先づ己を眞の日本人として正しくする事が先決條件である

(4) 英靈を冒瀆すべき不良邦人を嚴肅愼重せしめよ ― 軍に跟隨し同胞の先驅として大陸に進出した邦人中には或は宣撫に或は看護に献身獻粧的活動を爲し職に殉じたもの、又現に活動をなしつゝあるものも少しとはしないが、日本人の面汚しも亦

少からざる現狀である。法に觸れたものゝ多い事は勿論觸れないものと雖も道德的に指彈せられるものゝ甚だ多い現狀は遺憾ながら之を認めざるを得ない

上海、南京、天津、北京等の夜の狀況を一巡すれば如何なる狀態にあるかを判斷する事が出來よう。遊興の巷には不正がはびこり勝ちであり、支那人を騙し脅して不正に利得を貪り、或は敵側を利することを知りつゝも憚りの爲敢て之を爲し、或は外支人の手先となりて我方に不利となる行爲を敢てする者、就中外人に對し名義貸しをなし爲し不當の利益のみを圖りて全般的統制指導を拒否するが如き者がある狀態では、何時まで經つても聖戰の成果を收める事が出來ないのみならず、日支兩民族を永久抗爭に導くものである。派遣軍將兵は先づ身を以て自肅の範を示し、不良邦人の反省自覺を促し、十萬の英靈を冒瀆するやうな結果を來さしめない心構へを以て足下を淨める事に努力しなければならぬ

十萬の英靈は不良邦人が懷を肥やす爲に日支兩民族を再び抗爭に導くやうな結果を見たら地下で何と訴へるであらう、英靈を慰めるの道は單に禮拜供花のみでは足りない、其の骨の上に築かれる日支永久の結合を實現させる事に全力を盡す事が生殘った將兵一同の義務であり、又英靈に對する最善の供養である

(5) 支那人の傳統と習俗を尊重せよ――支那には支那人特有の習俗がある、之を尊重し之を理解して其の面子を尊ぶ事は絶對不可缺の要件であり、日本人は眞の日本人たると共に支那人が眞の支那人たる事を尊重せねばならぬ友好には寬容と同情とが必要である

日本の法則を支那に強ひたり、日本人が支那の内政に干渉したり、日支合作を唱へながらも支那人を傀儡視したり、又は其の習俗を無視しては如何なる創意妙案と雖も實績を擧げ得るものではない、宜しく支那自體の事は支那人に委せ信を其の裡中に置く雅量を以て接しなければならない

(6) 正當なる第三國人に對しては寬容であれ――破邪顯正は皇軍の使命である、皇道宣布の爲には國を擧げて起つべきは我が國民的信念であると同時に無力の弱者を庇護する事も我が武士道の本領である、今や我が占據域内に關する限り第三國の權益の如きは我が大軍駐屯の前には無力無抵抗の存在である、此の裡にあって遠く敵國を離れて生存する事三國人に對しては正當にして利敵行爲なき限り支那の良民と同樣寬容を以て之を遇し無用の危惧を去らしむべきである、東亞再建は萬邦協和への過程であるから不當利敵の者は之を排するも正當不倫のものは除けるべきではない

戰時の要求存在するの故を以て平時も永久に然らんとする彼等の危惧に對しては我が要求の限度を吟味して之を明示し、我が公明なる眞意を諒解せしめる樣敎へ且つ導くべきである、過去に過ぎてるが故に現在に於ても咎め、本國非道の故を以て罪なき個人に報復する事は皇軍將兵の爲すべき所ではない、若し夫れ彼等の本國が聖戰の眞意を曲解し東亞の攪亂を圖るものであらば堂々國家の次元に於て破邪顯正一刀

両断の施策をなすものである

(三) 派遣軍将兵に告ぐ (五)

六、交代帰還将兵に告ぐ

聖戦久しきに亘るに従ひ内地に交代帰還する将兵の言動が日本の国内に与へる影響の如何に強いものがあるかを深く省る必要がある。聖戦三年有らゆる困苦に堪へ弾雨を冒して得た精神的収穫は帰国と共に消滅し、物質万能の世相に巻込まれる事があってはならぬ。戦争に来なかったものが楽をして金を蓄め、或は高い地位にありついてゐる等の矛盾せる現実を視へて帰還将兵に呼び掛ける国体破壊の左翼運動が潜行して居る事も警戒すべきである

戦友を失ひ、部下を殺し、上官をさくした者の考へなければならない事は地下の英霊が何を望み何を期待して居るかの一事である、皇国日本の姿を益々高く世界に顕現し東洋平和の御詔勅を奉じ、陛下の萬歳を道吉として骨を曝したのである、若し此の英霊を冒瀆する様な国内の醜状国民の無自覚あらば承然として起ち皇運を扶翼し奉り聖戦の目的貫徹に向って国内を導くの覚悟を必要とするのは言を俟たない所である、生命を弾雨の危険に曝し幾度か死線を越えて得た精神的収穫は如何なる物資を以ても購ひ得ない賜である、帰還後物質万能の世相に敗退する事なく皇国民

の精神的中核となって郷党を指導する事は生き残った者の英霊に対する義務である

欧洲に於ては昨秋以来遂に列国の大戦状態を呈し、東洋に対する列国の干渉は其の為に稍緩和の状態にあるかの如く打算を信条とする欧洲各国が打算の除れない戦争を永続するものと期待してはならない、何時平和(固より武装平和であるが)状態になるかも測り出来ない、此の秋に於て彼等が欧洲に得られなかったものを東洋に求め、又第三国が連袂して対日干渉を試みる事も当然豫期しなければならぬ

第二、第三の国難が内外両方面より神国日本への試練として加へられる事を豫期し、挺身難に赴くの準備を整へ以て、

大元帥陛下の信倚に対へ奉る事が十萬の英霊に対する何よりの供養である

以上が紀元二千六百年天長の佳節に当り、支那派遣軍総司令部発表に係る「派遣軍将兵に告ぐ」の全文である。言々泌々と神髄に徹し内容の充実せる名文である。之は只単に派遣軍将兵だけが必読すべきものでなく、一般国民の熟読玩味すべき重要事項である。

茲に云ふ三大原則たる善隣友好、共同防共、経済提携の三者の検討は未だ十分ではない。其のアウトラインに編れた程度で今一つ徹底味を欠く嫌ひはあるが、大体に於て前二者の善隣友好、共同防共は一応編れて居り、只後者の経済問題に関しては未だ

これと云つた具体的なものを記すところに至らなかつた。

東亜新秩序建設の為に此の三者は三にして一、一にして三、夫々密接なる關係性を持つてゐるのだが、其の内の一つ〳〵に關する檢討でさへ相當長文のものとならざるを得ない。茲や其の三者をやである。上来叙し来れるところは發表物に據る方法を取つたところもあるが發表物の力を藉りた方がよい場合にはそれに據ることも目的達成上已むを得ざる方策であつたと思ふ。斯くすることによつて東亜新秩序建設とは密接不可離の三大原則を研究することが幾分でも出来たとせば、筆者の満足之に過ぐるものはない（終り）

405
220

『新東亞と三大原則』

定價金貳圓

昭和十五年八月十日 印刷
昭和十五年八月廿五日 發行

兵庫縣武庫郡精道村打出字川西九番地
著作兼發行人 新田直藏

大阪市東區南久太郎町三丁目四十三番地
印刷人 八木常光

大阪市東區南久太郎町三丁目四十三番地
印刷所 八木謄寫印刷所

發行所 兵庫縣武庫郡精道村打出字川西九番地
關稅研究所
電話芦屋五〇〇七番